

衆議院

大藏

委員

會議

録

第三号

昭和六十年十一月十五日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 越智 伊平君

理事 熊谷 弘君

理事 中川 秀直君

理事 沢田 広君

理事 米沢 隆君

大島 理森君

笹山 登生君

田中 秀征君

額賀福志郎君

藤井 勝志君

山岡 謙藏君

山本 幸雄君

川崎 寛治君

戸田 菊雄君

藤田 高敏君

正森 成二君

出席國務大臣

大藏大臣 竹下 登君

厚生大臣 増岡 博之君

運輸大臣 山下 徳夫君

自治大臣 古屋 亨君

出席政府委員

人事院総裁 内海 倫君

人事院事務総局 給与局長 鹿兒島重治君

防衛庁人事局長 友藤 一隆君

大藏政務次官 中村正三郎君

大藏大臣官房審議官 門田 實君

大藏省主計局次長 小粥 正巳君

大藏省主計局次長 保田 博君

大藏省主税局長 水野 勝君

大藏省理財局長 窪田 弘君

厚生大臣官房審議官 山内 豊徳君

厚生省年金局長 吉原 健二君

社会保険庁年金 長尾 立子君

保険部長 中島 眞二君

運輸大臣官房国 中島 忠能君

有鉄道部長 中島 忠能君

自治省行政局公 務員部長 中島 忠能君

委員外の出席者

総務庁統計局統 計課長 小山 弘彦君

計課長 岸本 正裕君

厚生大臣官房政 策課長 鎌形 健三君

厚生省保険局調 査課長 坪野 剛司君

厚生省年金局数 理課長 坂本 吉弘君

通商産業省機械 情報産業局総務 課長 浦尾 武昭君

労働大臣官房政 策調査部産業勞 働調査課長 小玉 俊一君

日本国有鉄道共 済事務局局長 矢島錦一郎君

大藏委員会調査 室長

本日の會議に付した案件
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法
律案(内閣提出、第二百一回国會閣法第八一號)

○越智委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質議の申し出がありますので、順次これを許します。坂口力君。

○坂口委員 おはようございます。

共済年金の審議に入らせていただきますが、この共済年金の審議は、最初から国鉄共済問題でストップを繰り返すという結果になりました。考えてみれば、国鉄共済の破綻というのは年金全体を象徴する事柄でもありまして、この問題が最初に取り上げられたことは当然と言え、当然の結果ではなかったかと思うわけでございます。

大藏大臣からは、国鉄共済の救済をどのようにするかということにつきましての統一見解が示されまして、政府が責任を持って解決策を講じるということを御答弁になったわけでございます。また、全国民的立場から考えなければならぬ問題であるという御発言もございました。全国民的にということの本身につきましては、国がその一部を負担するの、あるいはまた共済グループが支援をするのか、それとも年金全体がバックアップをするのか、その中身につきましては不明な点があるわけでございますが、この点を余り申し上げますとまた審議がストップいたしますので、ここはほとんどはしておきたいと思うわけでございます。

これだけは確認をしておきたいと思うわけでございまして、それは、国鉄が正常に継続をしておりますときに生じてまいりました共済財政の赤字というものは、これは国鉄に大きな責任がある問題であろうかと思うのです。ただ、時の政策として国鉄の民営化、こうした問題が起こつてまいりました世紀の大改革の中で、約十万人を超える人たちが解雇しなければならぬというような事態が生じて、そこから起こりますところの年金の異常事態、こういう問題につきましては、それは国

鉄に責任がある問題でもなければ年金全体に責任のある問題でもない。これは共済もそして一般の年金も含めまして、いわゆる年金というものは想像することのでき得なかつた、予測することのでき得なかつた事態であります。したがって、この辺は分けて考えなければならぬのではないかと。国の方針によりまして生じたはずみはやはり国が責任を持つのは当然でありまして、これは年金財政以外もこの援助に立ち上らなければならぬ問題ではないか、こういうふうに感じますが、大藏大臣の御意見を伺つて質問を進めていきたいと思います。

○竹下國務大臣 坂口さん、年金そのものの宿命から生じたものと、その政策の転換に伴つて本来のもの以外の要因に伴つて生ずるもの、それを仕分けして考えて、対応策を講ずる際には十分検討をすべきじゃないか。基本的にそれらはまさに解決策を講ずるために議論をしなければならぬ問題点であるという問題意識は私にもございます。ただ問題は、さあ、さばどこのところまでがどうか、こういう議論になりますとまたいろいろな議論が出てくると思います。ちょうど私が国民連帯の次元においてという表現をしますとそれがいろいろの問題を含むと同じように、そのところの限界とかという議論もこれから尽くしていかなければならぬと思いますが、やはり今おつちやつたような、この國會等で行われた議論というものが中心になつて検討の素材になるということとでありますだけに、今の意見などを十分私どもも認識して対応すべき課題だと思つております。

○坂口委員 その辺の議論を明確にしておきませんと、あいまいもこととした中でこの問題が進んでしまふ。したがって、大藏大臣も御答弁になりましたけれども、国民全体からこれを支援するというその御発言の中には、そうした問題も含

めてこれはやっていくんだという御意見だというふうに乗ってよろしくございませうか。

もう一度申し上げますと、これはそういう経過を踏まえて、年金だけで処理できる範囲の問題ではない、もっと広い立場から検討をしいかなければならないものである、こういう立場から御発言になつてゐる、こういうふうには理解させていたでようしゅうございませうか。

○竹下国務大臣 今のような、坂口さんの御発言がございまして、意見を十分踏まえて検討をすべき課題だというふうには私も思つております。

○坂口委員 運輸大臣、一、二お聞かせをいたした後、御退場をいただいて結構でございますが、今議論をいたしましたような国鉄共済の問題があるわけでございませう。特に、運輸大臣に非常に関係の深い部分といたしましては、日本国有鉄道再建監理委員会からの御意見として、「長期債務等の処理」の中で、「年金負担等」という部分がございまして、四兆九千億圓を挙げているわけでございませう。その中にはいろいろございませうが、とりわけ国鉄共済年金追加費用四兆七千億圓を筆頭として、そのほかのものが含まれているわけでございませう。

これにつきましては、監理委員会といたしましても、この負担は今までの経過から見て「全額旧国鉄」と書いてありますが、これは新しい民営化ができた仮定の上での話でございませうけれども、「旧国鉄」において処理する。こういうふうになつております。これに對しまして運輸大臣として、もうそれはそれとあり、そうせざるを得ないだろうというお考えなのか、この監理委員会の御意見に異議があらくなるのか、それをちよつとお聞かせをいただきたい。

○山下国務大臣 今おっしゃいましたとおりでございまして、四兆九千億圓という膨大な金を新事業体で引き継いで処理していくことは恐らく困難であらうと思ひます。したがひまして、旧国鉄、いわゆる清算等の組織にこれを残しまして、他の長期債務と一緒にこれを処理していくと

いう以外にならうかと思つております。○坂口委員 はつきりと御答弁をいただきましたので、これはそういうふうには処理をしていただきたいと思つてございませう。

御退場いただきます前に、国鉄共済の問題がこれだけ大きな問題になつてゐるわけでございませう。これは確かに、政府の政策的なものも含めて非常に難しい段階に來てゐることも事実でございませうけれども、しかし、国鉄共済には、そうしたものをのけても、なおかつ国鉄共済そのものが持つておりました體質によるものの財政的な非常な厳しさというものがあつたわけでありませう。年齢構成から見まして、これはかねてからそういうふうになりませうと、それはもう前々からわかつていたこととございませうが、この国会の中でも何回かそうなるじやないかという指摘があらひましたけれども、それがずっと改正されずにそのまま放置されて今日まで來たわけですね。そのことに對する責任はあるのかどうか、その辺ひとつ御答弁をお伺いをして、終わりにしたい。

○山下国務大臣 基本的な年金に對する扱い方につきましては再建監理委員会の意見にも述べられておるとおりでございませうが、いづれにいたしましても、長期にわたつて非常に国鉄の年金財政が苦しくなつてきたということ、他の三つの組合の協力をいただきまして昭和六十年から六十四年までは一応めどを立ててまいつたわけでございませうが、今お話がございまして、これからは国鉄の抜本的改正を行う中で、十万人余といういわゆる余剰人員の問題が生じてまいりませう。したがつて、これは新たに生じた問題として、国鉄だけで処理することはとても困難でございませう。基本的には、やはりこれは私の方でやるべき筋合いのものでもない、筋合いと言つてちよつと語弊があらひませうけれども、処理し切れない問題でございませうから、このことにつきましては、大蔵大臣から統一見解として今後こうすべきであるという御見解の表明がございまして、私は、それが最もよい方法であらうと存じておりますし、今後

はそういう意味におきまして国鉄の年金が処理されることを私もいねがつておるわけでございませう。

○坂口委員 運輸大臣の言葉じりをつかまへますと、また話が大きくなつてまいりませうので、きょうはぐつとこらえてこの辺にしておきますが、ひとつ慎重に御発言をいただきたいと思ひます。あと続きまして、既得権の問題に少し触れさせてい

ただきませう。

今回の法案につきましては、これは既得権を侵してはいないというふうには述べられておりますけれども、既裁定者は、一般方式による年金額について、通年方式による年金額が追いつくまではスライド停止することとしてゐる、こうなつてゐるわけですね。スライド停止というものがこの既得権を侵すことなのか侵さないことなのか、これは非常に法的解釈としては微妙なことだと思ひます。が、しかし現実的には、スライドが停止をされるということになります。それは既得権が実質的には侵されることになる。そして、過去に遡及させないといひませうけれども、現実問題としては遡及することになる。

前回の私の質問におきまして、大蔵大臣は、この既裁定者に対するスライド停止ということ、これはいわゆる現役の人との間のバランスの上からいつてやむを得ないことなんだ、こういう御答弁をされたように記憶をいたしております。しかしながら、既裁定者というのは、国がお約束をした年金によつて生涯設計をお立てになり、そして既にその個々の設計に基づいて、年金を十分その中に考慮に入れて生活をしておみえになる方でありまして、これから年金を払い込んで、これから設計を立てていくという人とは、これは全く立場が違ふのではないかと私は思つてございませう。したがひまして、前回にもこのことを少し御質問を申し上げたわけでございませうが、この既裁定者に対するスライド制について、ここにもう少し一考を加えてあげる必要はないだらうか。

と申しますのは、国がお約束を申し上げて、そして長い間掛金をしてもらつて、そして今度はそれがいざ支給される段階になりまして、それは計算が間違ひでございませう、あるいは財政的に苦しいうございませうからそれはでき得ません、ということ、これは政治の信頼にかかわる問題であると思ひますし、また、これから新しい制度のもとに掛金をしようとする人たちに對して、今約束をしてゐることが本當に守られるのであらうかどうかという疑いを持たせることにもなるうかと思ひます。現在におきまして、厚年あるいは国民年金ともに考えますと、なかなか皆年金というやうな調子にいかない。国民年金なんかにもなかなかお入りにならないやうな人たちがたくさんゐる、こういう状況でございまして、そういういたしますと、こういう不信を抱かせるやうなことになるやうです。余計に年金に對する信頼性というものが失われていくわけでございませう。これは非常に重要な問題を含んでゐるというふうには思つてございませうが、この点につきまして、もう一度御答弁をいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 まず第一番目に、坂口さんのお話の中にあります既得権という問題がございませう。既得権という問題の議論をいたしまして、これはまた統一見解をいたしたいことになるかもしれませうが、期待権の中に包含される既得権、法律上の既得権というよりも期待権というものがあつて、その期待権の中で生涯設計を立てておるものも既得権である。それが法律論争ではなかなかエントレンスな議論になるのじやないかと私も思ひます。が、今度の場合、今おっしゃつております問題を整理してみますと、言つてみれば、いわゆる通年方式により算定した額に改定することとして、その額が現に受けてゐる年金額より下がる場合には現に受けてゐる額を保障する、そして一般方式による年金額については、当分の間、すなわち厚生年金に近い形の通年方式により算定した額が追いつくまではスライドを停止する、このところが問題であるわけでありませう。この措置は、

今後、現役の公務員等につきまして給付の適正化を図つてもなおかつ掛金負担が大幅に増加せざるを得ないという状況にございますことなどから、現役、すなわち掛ける側と退職者、もたらう側の給付水準のバランスあるいは給付と負担のバランスということを図るために必要であるということ、この前もお答えいたしましたわけでありまして、したがって、これは言つてみれば年金の一元化に向けてのステップとして給付の一元化という問題、そしていま一つは、世代間アンバランスとでも申しますか、そういうことを考えた上の措置であるというふうに御理解をいただきたいというふうに考へます。

○坂口委員 それはわかるのです。この前も、国会のときにもお聞きをいたしましたし、その経過はよくわかるのですが、しかし、そういう現実的に適及をさせるという、過去にさかのぼつて影響を与えるという行き方は年金というものの信頼にかかわる非常に重大な問題であるということ、実は私は指摘をしているわけでありまして、こういう事態になるということは、これは年齢構成から見まして、年金の始まりますかなり前から予測し得たことでありまして、その予測の上に来ていたわけでありまして、この期に及んで実質的に影響を与える改革というのは、非常に重大な問題を含んでいると思うわけです。

先ほど申しましたように、それなら、現在提案されておりますこの法律にのっとりまして、基礎年金として五万円なら五万円を出します、その上に報酬部分を乗せ、職域部分を乗せ、大抵これだけになりますよというモデルを示したといひましたし、また今から二十年たち、三十年たちましたときに、あのときにはそのようにお約束いたしましたけれども、しかしそれはまいるませんでしたと言わなければならぬということでは、これは全く年金というものが相手にされなくなつてしまふ。もう年金よりも民間の生命保険の個人年金に入つておた方がいじやないかという意見すら出てくるわけでありまして、ですから、

ここには何らかの一考を加えることができぬだろうか。

年金というのは個々人で考えることではありませんが、どうしても全体の大枠として考えなければならぬことでもあります。これはすべて厚生年金並みにいふところから来ているわけでありまして、国家公務員の共済年金を見ますと、なるほど厚生年金に比べまして非常に突出した部分がございます。しかし、細かくよく見てみますと、厚生年金よりも劣っている部分の中にもあるわけですね。数は少のうございませうけれども、確かにございませう。その突出した部分は厚生年金並みに下げます。その一方で、少ない部分につきましては、これは片手落ちになるのではないかと。実質的に過去に影響を及ぼすようなことは私反対でございませうが、もしこれをこのまま押し通していくというのであるならば、厚生年金よりも劣っているところにつきましても、この際それを何らかの形で引き上げるということが加味されて当然ではないかと思つたわけでございますが、このことについて、基本的なことではございませうので、ひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○門田政府委員 お答え申し上げます。

先ほど来お話ございましたように、今回大きな改正をいたすわけでございますが、基本的には、二十一世紀の高齢社会というものが参ります。今の過程にありまして、まさに高齢化社会にある。そういう中で高齢者がふえていく。そのことは同時に年金をもらう期間も非常に長くなるわけでございます。それから一方で、出生率の低下で若い世代が相対的に減っていく、こういう状況がございまして、年配の方になりますと年金額をせひ維持してもらいたい、こういう声があるわけでございます。

また、一方で若い職員に聞きますと、我々の年金額というのはダウンしてくる、一方で保険料も上がつていく、どうも今の年配の方々の方にそのお金が回つておつて、公的年金は世代間の助け合

いであるわけですが、自分たちがきて年配になつたときに、その時点で若い人たちは減つておつて、自分らの年金額はちゃんと出るんだらうか、こういう心配を本當にしているわけでございます。

そういう中で考えていきますと、既裁定年金につきましても、これはまだまだ年金受給期間が長く続いてまいりますから、やはりこの機会に改正をいたしませんと、今後二十年三十年先の若い人とのバランスからいってもどうも問題ではなからうか、こういうことで改正をお願いしてございませう。

もう一点、先生今御指摘になりました、しからば厚生年金合算といふことで、低い人の方の救済はどうなんだろうか、こういうことでございませうが、これまでの共済年金と厚生年金の年金額を比較するといふのは、なかなか一概に比較できない面がございませうが、おおむねの話で申し上げますと、大体動続三十二、三年くらいまでは厚生年金の方が有利でありまして、それ以上の期間を有する場合には共済年金の方が有利だ、こういう傾向がございませう。共済年金の組合員の動続期間は平均三十五年程度、こういうことになっておりますので、現状で厚生年金を下回るケースはかなりの少ない、こういうことは言えると思つたわけでございます。

その不利な年金についての見直しはどうかといふことでございませうが、やはり厚生年金と共済年金のこれまでの制度的な経緯、沿革の違いがございませう、あるいは基礎給付のとり方がございませうとか、計算方式、あるいは支給開始年齢も公務員の方が早かつた、こういうことがいろいろございまして、また今回の改正が給付と負担のバランスを合せていくという改正でございませうので、御指摘いただいた点、一つの問題点ではございませうが、ちよつと難しいところがある、こういうふうにご考慮をいたします。

○坂口委員 経過を長々と今御説明いただきましたけれども、そのとおりだろうと思つたのです。し

かし、私が言つておりますのは、制度が違つたことは事実で、制度が違つたから今ここで一元化をしようとしておるわけでは、一元化をする中で制度の違つて出つ張つた部分はできるだけ下げるようにいたします、こつと言つておるわけですよ。今後下げていきます、そして既に年金をもらつている人たちにも実質的にはそれを及ぼさうといひしてございませう。ところが、制度が違つたがために今まで低かつた部分もありませう、その部分はそのままではおつたのですか。

例えば、今までの共済でございませうと、共済に入りましてから一年を経過しないと、例えば何か事故に遭ひまして障害者になつたといふようなことが起りまして、それは障害年金の対象にならなかつた。新しい法案では、それはもうそんなことにはありませう。組合員になりましたらすぐに対象になりますけれども、かつては一年を経過しないとないなかつたわけですね。厚生年金の方は、半年を経過したらなつていたわけですね。厚生年金なら半年を経過したらなつていたものが、共済でありましたために、一年を経過でありましたから、その半年の間のために障害年金をもらえなかつたといふような人の中にはあるわけですね。過去にそういう問題がたふさふさございまして、それらはそれで捨てておいて、そして高かつたところだけは、下げるということはしないまでも、しかし足踏みさせて、実質的には新しい制度と同じように足並みをそろえるようにいたしますといふことは少し片手落ちではないか。上の方にも影響を与えるのならば下の方にも影響を与えてしかるべきではないかといふことを申し上げておるのに、制度が別々でございましてからやむを得ないといふのはちよつと理由がおかしいので、制度が別々だったから今これを一元化しようといふ意見になつてこの法案が出てきておるわけですね。その議論を踏まえての答弁をしてもらはないと、別々だったからこれはやむを得ない。それなら別々だったから高い方もやむを得ないとなぜ言わないのか、こういうことになるじやないですか。

○門田政府委員 今お話がありましたように、この年金制度の中で御指摘ございました障害年金の一年要件とかそういったものは非常に見直しが必要でございまして、まさにお話しございましたようにこの改正の中で一年を要しないというふうに直しております。

ただ、御指摘のありましたような全体的な制度の中で出てまいります年金額、その年金額につきまして、例えば勤続年数が三十五年というところまで至らなくてその年金水準が低いというふうなもののつきましてまで何か手を加えるということ、は、今回の改正の影響を受ける人たちの間で一つのバランスといえますか、そういった問題もございまして、今回の改正の趣旨からいいますと、一方で高い人の方の調整がある、低い人については退職年数が二十年、二十五年という人は少ないからふやしてあげようというのはどうも困難ではないかというふうに考えるわけでございまして。

○坂口委員 私は、バランスが崩れているからバランスのとれるようにしたらどうかという意見を言っているのであって、なかなか難しいというなら、高い方を抑えることについては難しいところをやっているわけですね。低い方については難しいからできないというのはバランスを崩しているではないか、こう私は言っているわけなんです。

今申しました障害年金のほかに、例えば遺族年金を受けていない過去の遺族者と申しますか、遺族年金にいたしまして、今までは一年未満で死亡したときには遺族にならなかったわけですが、厚生年金は半年でございまして、共済年金の場合には一年未満では遺族にならなかった、こういった面もあるわけですが、まだそのほかにも傷病につきまして同じようなことがございまして、いろいろ似た問題がございまして、これをひとつ何とかがいい方法がないのか、これは人数がどのくらいありますから私どももつづらからであります。非常に少数かもしれないけれども、こうしたことにつきましても配慮をしないと大変片手落ちなことになりはしないか、一遍御検討を

いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○門田政府委員 お話のように、組合員期間が一年未満で死亡したら遺族年金が支給されないというのが従来の取り扱いでございまして、今回は死亡前に一定の組合員期間を要しないというふうなこの点も直してあるわけでございまして。従来、そういうことで支給を受けられなかった人に対してこの機会に何かすべきではないか。障害年金の場合にも同じようなケースがあり得るわけでございまして。そこが、お気持ちはわかるのでございまして、一たんそういうことで終わっております。そういう過去の人の扱いにつきましては、共済年金の制度としましてはその取り扱いを改めることが非常に難しいわけでございまして。不利な人の方を厚生年金に合わせるような場合には、厚生年金に対して有利な人の扱いをどうするか、こういうお話が逆の意味で生じているわけでございまして、現在私どもはその点は非常に難しい、こういうふうなことでございまして。

○坂口委員 同じことを何遍言うのも失礼ですが、申しませんが、一方で難しいけれどもやっておるのです、影響を与えておるわけですから、そこをどうするかということをおっしゃるわけではございませんか。

この問題、いつまでやっておりましても仕方ありませんからまた後に譲りまして、次に進みたいと思っております。

共済年金の歴史というものを振り返ってみますと、昭和二十五年に、官吏と雇用人という両方の区別をなくせ、それから全額国庫負担の年金をつくれ、こういうマイヤース勧告というのがございまして、また、昭和二十八年に、身分の一元化、国家負担七五〇という人事院の勧告がございまして、それから、昭和三十年でございまして、公務員制度調査会から、公務員はどうあるべきか、どう処遇すべきかという立場から、国家公務員につきましては能力減退を保障する精神が大事である、そして国家公務員につきましては一般勤労者の受ける年金と同じにしてはどうか、こういう意見が

出まったり、この歴史を見ますと、やはり公務員の年金制度につきましても意見というのは左右にかなり揺れているという感じを受けるわけでございまして。

御承知のとおり、国家公務員法第七七条の二項に「本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならぬ」という条文がございまして、「適当な生活の維持を図ることを目的とする」というこの言葉はかなり思い切った表現ではないかという気がするわけでございまして。この国家公務員法第七七条にありまところの「適当な生活の維持を図る」ということから、今回のこの年金の改正が妥当なものであるかどうか、とりわけ職域部分というのがつくられたわけでございまして、この部分がどこを保障する意味なのか、この辺のところをお聞きをしたいと思っております。

○門田政府委員 ただいま御指摘のございました国家公務員法第七七条でございまして、これは退職年金を例にとりますと、第一項で、職員が、相当年限忠実に勤務した場合に、その者に支給する年金制度が、樹立し実施されなければならない。それから第二項でその年金制度の内容として、退職時の条件を考慮して、本人及び扶養者の退職後の適当な生活の維持を図ることを目的とするものであるべきこと、今お話のありました点をうたっておりますわけでございまして、第三項でこの年金制度が、健全な保険数理を基礎として定められるべきであるというように規定しておるわけでございまして。

お尋ねの百七条二項に言う「適当な生活の維持を図る」ということでございまして、これは公務員の退職年金制度の趣旨等を踏まえまして公務員の退職後の生活の中核を保障しようとするものであろうと考えます。第三項に「健全な保険数理を基礎として」というふうな言っておりますこととから、それは掛金を負担する現役公務員とのバランスといったような点も考慮することを言っておる

のかな、こういうふうな考えるわけでございまして。今回の改正は、やはりそういった長期的な将来も見まして給付と負担の均衡を図っていくという趣旨で行われるものでございまして、その給付水準等からいいますと、この趣旨には合致していると考えております。

さらに、職域部分のお話がございましたが、まさに共済年金は公的年金としての性格、同時に公務員制度の一環としての性格、両方あわせ持つておるわけでございまして。私ども、職域年金部分というものを考えましたのは、まさにそういった両方の性格ということを考えてまして制度の設計をいたした、こういうふうな申し上げてよろしいかと存じます。

○坂口委員 この職域部分を決定するに当たりましてどういう経過があったかということの説明をいただきたいと思います。何を参考にしてこの職域部分というものを決定されたか、ひとつ説明をいただきたいと思います。

○門田政府委員 職域部分の設計に当たりましてはもろもろのことを考えたわけでございまして、一つはやはり公務員の身分上の諸制約、そういった特殊な性格があるわけでございまして、その観点からひとつ考えなくちゃいかぬということがございまして。それから、一方で民間の方で企業年金というものが普及してございまして。したがって、私どもは民間における企業年金の態様、給付水準、費用負担の割合、そういったものをいろいろと吟味したわけでございまして、その実態はまさに千差万別でございまして、なかなかこれと比較でこういう水準がいいだろうという結論を得ることは難しかったわけでございまして。

いずれにいたしましてこの職域部分も労使折半の負担ということでございまして、費用を負担いたしますところの現職組合員の負担の限度、将来負担水準が上がってまいりますので、その限度を何よりも考えなくちゃいかぬということ、それから、年金受給者と費用負担者の世代間の生活水準のバランス、そういったことから考えますと、

例えば一般サラリーマン、しかも大手企業にお勤めの皆さん方には企業年金みたいなものがござい
ます、その企業年金というのは大体これぐらい
の額になるものでございます、そしてそれは大体
何割ぐらいを企業が持ち、個人負担は大体これぐ
らいなものでございます、こういったものを参考

九年にければならぬのですけれども、五十九年の
のがないというところでございます。なぜ最近はお
調べになっていないのか。次は何か六十三年まで
おやりにならないというようなところでございます
が、なぜおやりにならないのか。多分五十六年度
のしかないと思うのですが、適格年金の提出制の
有無ですね、これを見ました場合に、労働者負担

率になっておりますが、代行部分というのは今や報酬比例部分の全部ではございませんで、賃金や物価にスライドしていく部分は代行部分に入らないということになっておりますので、報酬比例部分全体に対します割合としては、現時点では三〇程度ということになっております。

いろいろな他の、類似といひましても必ずしも類似ではありませんが、仕組み等についての勉強はそれは十分したであらうと思っております。

私も話を聞きながら私なりに感じておりますことは、私がよく給付の一元化ということを申しま

すが、確かにそういうことを念頭に置きつつ、今までのそれぞれの制度の歴史的成り立ちがございまして、各制度間の給付の整合性がほぼ図られた、完全な一元化を終えたというところは言えないのではないかと。そうすると、整合性というものを図った、整合性がほぼ図られたというその範囲を一つ一つ取り上げてみますと、やはりその根拠はどこにあるかという質問が出てくるのも当然なのかな、だから、いろいろな勉強をしつつもまずはこの辺かな、こういう結論に到達したというお答え以上にお答えすることはなかなか難しい問題だな、こういう感じを受けました。

○坂口委員 どうも聞いておれば聞いておるほどわからなくなつてまいりますが、その辺は、出す以上はもう少し根拠なるものを明確にしてほしいですね。そうでないと、少なくともこれは公務員共済の問題ですから、いかにもお役所の方が、自分たちのことだからルーズに決めたなという感じを持たれかねないと思ふ。これも年金の信頼にかかわる問題だと私は思う。その辺をぜひもう少し明確にしたい。これはまた後で年金の後半においても一度お聞きいたしますから、もう少し根拠を明確にしてみたい、そう思います。

それから人事院総裁、どうも長い間お待ちをいたしました。同じ国家公務員法の第八八条に、実情について調査研究、それから必要な意見を申し出ることができる、こうなっております。「申し出なければならぬ」という表現ではございませんで、「申し出ることができる」という表現でございまして、百八条がございまして。

今回の年金改正というのは非常に大きな大改革、世紀の大改革と言つてもいいほど大きな大改革でございまして。これは大改革でございまして、当然人事院として調査研究をされ、そして国会または内閣に対してその意見を申し出られてもよき、そんな時期に思ふわけでございまして。何かお聞きをするところによりまして、主計局長さんのところに口頭で御意見は述べられたということであ

りますけれども、国会または内閣に対しての意見は出されなかったのではないと思ひますが、この辺について人事院総裁から、それはなぜだったのか、そして御意見を出さなかったけれども、お持ちだったら御意見としてはどういふことなのかというところをひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○内海政府委員 お答え申し上げますが、人事院の意見に關しましては、確かに今御意見にありましますように、今回の改正は公務員にとりましては極めて大幅な改正でございまして、私どもも、そのこと自体が少なくとも意見を提出する対象としてのケースであるという認識は十分持つておる。したがって、この問題が生じられて以来、人事院としてもいろいろ対処する方策については考へてまいり、この問題についての研究会等が行われまします際にも、主管の者をしてそういうふうな意見もいろいろ提示をしてきておるわけでござい

まして、この共済年金法案というものが立法されるそもそのゆえんについていろいろ承り、あるいは考へてまいりますと、結局、ただいま大蔵省その他からも御説明ございましたように、高齢化社会の到来というふうなことで、それに対応して公的な年金制度全体の長期的な安定と整合性ある発展を図るための改革という、いわば基本的な一つの公的な年金制度の改革を図ろうとすることに對しましては、私どもが考へてこれに反對するということとは極めて適当でない。

あわせて申し上げますが、しかしながら、そういうことに伴つて公務員の年金に關しましては、これはかなり厳しい改革でもあるわけでございまして、その内容におきましてかなり厳しい内容を持つものでもございまして、それに対していかにように公務員の年金という問題に關する条件をつけ加えていくか、あるいはそれを加味していくか、あるいはそういう考へ方を入れていくかということにつきまして、先ほども御質問の中にありましたように、公式的というまでではございませぬが、

私どもの方の給与局長から大蔵省の主計局長あてに意見を申しまして、そういう意見も検討していただくわけにございまして。

このようなことによつて、公務員の年金というもの、その在来設けられておる理念、目的というものが、ある程度実現していくであろうということも私どもも考へまして、今回のこの改正というものは基本的に考へてやむを得ないのではないのか、こういうふうな理解をいたしたわけでございまして。さりながら、なおこの国会におかれましては、後御審議をお続けになるわけでございまして、その間におきまして、私どももさらに勉強を続けながら、必要があればそれ相当の対応もしてまいらなければならぬというふうな考へてはおる次第でございまして、要は、願わくは公務員の年金というものの意味合いが正確に理解されて、あわせてこの年金制度の改正の理念というものと整合しなうかがやつていけるような御審議、御決定が願わしいと思ひます。

○坂口委員 人事院総裁、今、公務員に非常に厳しい制度であるという御意見を述べられました。が、私、先ほどから質問を申しましたように、一つは職域部分で、この部分について、でき上がりましたこの職域部分についてどんな御感想をお持ちかということが一つ。

それから、この前にかなり議論をいたしました、既裁定者になつておみえになる皆さん方に實質的には影響を及ぼす制度である、このことについてはどんな考へをお持ちになつていたか、あるいは主計局長にお申し出になりましたときに、このことについてはどんなことをお申し出になつたか、その辺をひとつお聞きしたい。

○鹿見島政府委員 お答え申し上げます。私どもが大蔵省に對しまして意見を口頭で表明しましたその内容につきましては、先ほど總裁からお話があったところとございまして、基本的には、今回の内容が大変厳しいものである、しかしながら、高齢化社会を迎えて年金の一元化

と申しますか調整をとらなければいけないということ、基本的にはやむを得ない。しかしながら、国公法の百七条に退職年金制度の根拠規定というものがございますので、その趣旨にかながみますと、やはりこれは公務員制度の一環として十分機能しなければいけないという基本的な認識を持つていけるわけでございまして。

公務員制度として機能するということになりまして、やはり公務員としての立場の特殊性を反映いたしました年金制度であつてほしいという考へ方でございまして、今お話しございました既裁定者の年金の取り扱い、これは大変厳しいものでございまして、これもやはり担当官庁の方で保険数理を頭に置きながらいろいろと御検討なさつたものというところで、やむを得ないものというぐあいに一応理解はいたしております。

(委員長退席、堀之内委員長代理着席)
また、職域年金部分につきましては、これがいよいよ公務員の特長性を考慮いたします核になるもの、この認識を持つておりますので、これも私どもの立場からいたしますならばでございまして、厚いものが望ましいというぐあいに考へておりますが、やはりこれも保険数理との兼ね合いで担当の官庁の方におきまして御検討いただけたものである、このように理解をいたしております。

○坂口委員 でき上がりました結論を見てどうかというところではなくて、皆さん方が大蔵省の方にお申し出になりましたときに、皆さん方の意見としてはどういふことであつたかということをお聞きをしておるわけであります。そのでき上がりましたものがやむを得ないとかどうかということでは決してなくて、御意見を言われたときにどんなことであつたのか、同じことを言われたのか、いや、そうではなかつたのか、そのことを私はお聞きをしております。

總裁、大略的な立場で結構でございまして、御答弁いただきたいと思ひます。
○内海政府委員 ただいま局長からも御答弁申し上げ、私からも先ほど答弁申し上げたわけでござ

います、やはり人事院としましては公務員の利益の擁護ということが極めて大事な問題でござい
ますし、また、年金に關しましては国家公務員法
にもその根拠が明らかにされておるわけでござい
ますから、その考え方に基きまして、今回の共
済年金制度の改正に当たっても、そういうふうな
趣旨が生かされ、またそういうことによつて公務
員の利益が大幅に不利になるといふことのない前
提をとる、そのようなことについて厳しく主計局
長の方にも申し入れをされておるわけでございま
して、初めからあきらめてどうこうということでは
もちろんございせん。

ただ、年金制度というものは、高齢化社会の到来、
年金の原資になるものなどについていろいろ考
え、あるいは掛金の問題その他のいろいろな条件を
考えますと、年金制度そのものの生命にかかわる
ようなことになってはこれはいけませんので、お
のずから公務員の立場からも、そういうことに對
する妥協と言ふと語弊がございしますが、のみにま
なればならない点もあつたといふことは私も率
直に認めなければならぬと思ひます。

○坂口委員 初めにも申しましたとおり、今回の
改革は大改革でございまして、大改革であります
だけに、人事院として調査研究といふものがかな
りできてしかるべき問題ではなかつたかと私は思
うわけでございします。そうしたことを人事院とし
て御発言になることがいろいろに大きな影響を与
えるといふことで、調査研究はされなければなら
ぬとお考えになつたものなのか、それともすべ
ては大蔵省にお任せになつたものなのか、そこ
は定かではございせんが、人事院は人事院とし
ての立場で我々はこういう意見であつたといふこ
とをやはり明確にしていだくだといふことは、人
事院の権威にとりまして非常に大事なことでな
いかと思つておられます。大蔵省の方でござい
うふうに言つたからまあそれはやむを得ないだ
らう、それは妥協だらうといふことではなくて、
示すべきところはやはり毅然たる態度をお示し
いただくだと思つておられます。

す。

そこで国家公務員法でございしますが、百七条、
百八条について申しましたが、この百七条の一項
の方にも「相当年限」といふ言葉が入つてゐるわ
けですね。新しくこの年金を受けられる人は、相
当年限忠実に勤務をされた人といふ言葉が入つて
いるわけでございしますが、今回の改正では相当年
限ではなくてすぐ対象になるわけでございします。
こういった面で、今度の改正案と比較をいたし
ますと、字句、文言に必ずしも適切な表現ではな
い部分もあるように見受けるわけでございします。
先ほども申しましたように、「適当な生活の維
持を図る」といふようなところにつきましても、
これで現在の年金とよくバランスのとれた言葉な
のかどうかといふようなところもあるわけでござ
いまして、国家公務員法のこうした面はこまに
しておかれるつもりなのか。新しい体制と合わせ
てここは若干変えていかなければならないとか、
新しい趨勢に合はすべきかといふようなことにつ
いての御検討はなかつたんですか、あつたんです
か。

○鹿兒島政府委員 お話は百七条の關係だらうと思
ひます。この百七条の規定は、言うまでもござ
いせんが、退職年金制度の根拠規定でございま
す。昭和三十四年に共済制度ができましたときに
若干字句の修正をいたしました、その後一貫し
てこの規定は今日まで続いているという形でござ
います。

お話がございましたように、この規定にはいろ
いろの内容、文言がございしますけれども、文言自
体はかなり抽象的でございまして、私も、今
回の共済法の改正はこの規定の趣旨に沿つたもの
だといふぐあいに理解をいたしております。ただ、
内容からいいたしますと、今回の新しい共済制度は、
国民年金部分とそれから報酬比例部分と職域年金
部分と三段階になつてくるわけでございしますが、
そのうち国民年金部分につきましても、この百七
条の対象の外になつたといふぐあいに理解をいた
しております。

○坂口委員 人事院總裁に対する質問はこの辺で
終わらせていただきたいと思ひますが、初めにも
申しましたように、この重大な局面において口頭
で申し入れられたといふところに非常に齒がゆさ
を感ずるわけでございします。大改革でありま
すから、当然文書をもつて国会とか内閣に態度を
表明をされるのがしかるべきであるにもかかわら
ず、口頭でもつて主計局長にのみお伝えになつた
といふところが、初めからどうも人事院としては
態度が明確でなかつたのではないかと、あるいは後
に残ることを恐れてされたのではないかと、いふよ
うな疑いすらそこに生ずる可能性があるわけであ
りまして、いささか心に残るところでございしま
す。これ以上申し上げることは大変失礼でござ
いますので、これまでにさしていただきたいと思
ひます。

さて厚生大臣、長い間お待たせをいたしました
申しわけありません。
この年金積立金のことにつきまして、私はこと
しの予算委員会、それから年金の前国会での議論
と、何回も取り上げてきたわけでございします。

ことし初めの予算委員会のときには、総務庁に
あります審議会でこの問題は検討をしてはどうか
といふような答弁をいただいたといふふうに記憶
しております。これは竹下大蔵大臣からお話があつ
たのか厚生大臣からあつたのかちよつと記憶ござ
いせんけれども、そういうお話がございしました。
ところが、総務庁にございしますところの審議会は、
年金積立金の運用について審議をしていただくの
は本来の趣旨からいって少し適当でないのではな
いかといふことを前国会で私が申し上げましたと
きに、竹下大蔵大臣から、まあそういう気持は私も
ある、別なものを考えなければならぬかなといふ
気持はする、こういう御答弁があつたといふふう
に記憶をいたしております。

厚生省からお聞きをいたしますと、最近、年金
積立金の高利運用についてといふことで、年金資
金運用研究会といふものをおやりになるといふこ
とになつた。その会合が何回持たれたのかよくわ

かりませんが、新聞等を拝見をいたしますと、額
は約四兆円程度の自主運用といふことのように漏
れ承つております。この年金積立金の高利運用に
ついて研究会をお持ちになる経緯、そしてこれか
らの計画の御予定、そうしたものをひとつ厚生大
臣からお聞きをしたいと思ひます。

○増岡國務大臣 私どもは、この積立金は将来の
給付にとつて大変大切な元本であり、その運用利
益も将来の膨大な給付に對して、あるいはまた高
額な負担を緩和する意味でも大切な財源であるとい
ふふうにご考慮をされておるわけでございします。一方、
共済組合におきましては自主運用が認められてお
るわけでございします。そういう観点から、現在、昭
和六十一年度の概算要求におきまして、自主運用
をさせてくださいといふ申し出をいたしておるわ
けでございします。

その四兆円の中身につきましては、新規に発生
する積立金の半分、それから、七年契約でござい
ますので、その期限切れで再契約いたします分の
半分、合計額四兆円となつておるわけでございま
して、その申し出をしております以上は、自主運
用についてどういふふうにより運用ができるかと
いふ具体的な勉強をしようといふ研究会を開催い
たしたのが今御指摘の会でございします。まだ発足
後しばらくでございしますので、具体的な意見が出
ておるかどうかといふことは政府委員から答弁を
いたさせます。

○吉原政府委員 年金資金運用研究会と申しま
すのは、ただいま大臣からお答えをいたしましたよ
うに、私どもの考え方は、民間活力を導入する観
点から、年金の積立金を原則として民間機関に委
託をして運用したいといふ考え方を持っております
けれども、やはり公的な年金の大事な積立金で
ございしますので、具体的には安全、確実かつ有利
でなければならぬといふことが大事でございま
すし、もう一つは、やはり相当大きな額のお金に
なりますので、金融なり資本市場に悪い影響を与
えるようなことがあつてはならないといふことも
必要なことだと思つております。

そういった観点に立ちまして、運用の対象でありますとか具体的な運用の方法、運用の委託の方法、それから運用成績の評価なりあるいは監督の方法等につきまして、専門家あるいは学識経験者にお集まりいただいて研究をお願いしているわけでございます。

第一回を十一月八日に行いまして、第二回目を今月中にやることにしておりますけれども、来月中旬ごろまでには一応の中間的な御意見をいただくというふうに思っているわけでございます。

○坂口委員　大蔵大臣、大蔵省の方には理財局長さんの私的研究会として財投研究会というのが今も多分生きているのだらうと思います。厚生省の方にもこうした研究会が生まれたわけでございますが、大蔵省としても、新しく厚生省がこういう研究会をおやりになったということに対して何か新しいことをされる御予定があるかどうか。私は、本来ならば厚生省だけではなくて大蔵省も入つて、ともども、これは研究会なのか審議会なのかかわかりませんが、そういう場が必要ではないかということをご提案申し上げたわけでございますけれども、たまたま今回は厚生省のみでこの研究会をスタートされるということになってまいりました。大蔵省としては、認知というのはちよつと言葉が悪うございますが、十分御納得をした上で厚生省にお任せになっているものなのか、専門のところでやってくれということなのか、私のところは余りかわり知ったことではないというつれない御返事なのか、その辺ひとつお聞かせをいただきたい。

○竹下国務大臣　後ほど理財局長から追加して詳しく御説明申し上げることにしたいと思いますが、資金運用審議会というのがございまして、坂口さんからも、あれはどういうふうな機能をしているかとおっしゃってありました。なるほどメンバーを見ても大変なお方ですが、専門家であるかどうかということになると、むしろ資金運用審議会というのは、今まではいわば集まっ

た資金をどのように配分するかというようなことを年に一回、それも十二月にやっていただいて

おったわけであります。したがって、二つの点がございしますが、年金財政の健全化という点から、予算の概算要求と時を同じくして厚生省から要求が出ておる。それからもう一つはいわゆる郵政省からの要求、これは自主運用の問題が出ておる。こういうことになるわけです。要求されるのは、当然権限に基づいて要求されることでございします。従来、大蔵省の方は、いわば国の信用において集めたものは一元運用すべきであるという主張を繰り返してきた。しかし一方、年金問題も大きな転換の方向に今日行っておりまして、もう一つは金融の国際化、自由化という問題、また、いわゆる郵便局というもののあり方はどうすべきか、金利の自由化等から特にそういう議論も出ますので、どこかで総括的な議論をしなければいかぬなという問題意識を私もかねて持っておったわけであります。が、今のところ、さういふからば資金運用審議会の方々を集めて議論をするよりも大蔵省は大蔵省で理財局長のもとでこの研究会をやってみようじゃないか、そういうことで、それぞれの立場で勉強がなされておるということであります。

いずれにせよ、この問題はどのような形、従来のように継続審議にしようやというような感じで済むものか、あるいはこれが一つのきつかけになつて本格的な検討機関でやるべきものか、そうなるのであればどこでやつたが一番適当かというようなことを含めて考えなければならぬ問題だ、金融の自由化、年金の大改正、そういう二つの環境の変化というものがあつたという問題意識は持つておられます。

そこで今のところは、我が方の財投研究会というものについての御説明は理財局長の方からせよといたしまして、おまえさんのところは勝手にやれとこれにつれなく対応しているというものはなく、認知するとかしないとかという問題でもございませんし、それぞれのつかさつかさでみずから政策運用のための勉強を熱心に行つていかれ

るのは結構なことではないかなと私も思つておる
ところであります。

○坂口委員 各年金の積立金の利回りの推移を見てみますと非常にばらつきがございます。

これは公的年金ではございませんが、厚生年金基金などは五十八年では八・六六、昨年は八・八というふうにもお聞きしたわけでございますが、非常に高利回り運用をしておみえになるわけであります。今厚生年金の方は六・八ですか。六・八でございますと、二違うわけです。二違いますと、五十兆九七でございまして一兆円ですが、随分な違いになるわけでございまして、非常に財政難の折から、国民の皆さん方からお預かりしたものについてはその運用を十分に行つて、そしてでき得る限り皆さん方に還元を申し上げるべきではないか。

そういう意味から、これは今までの財投その他の關係で全部をそうするということはでき得ませんけれども、少なくとも一部については高利回り運用をすることが当然ではないだろうか。特に国公共済の場合には全体の三分の一でございますけれども、三四・二%を有利運用をしておみえになる

わけです。この有利運用をしておみえになるために非常に安く福祉に貸し出しもでき得る、こういう結果になっているわけでありまして、ぜひひとつこれは実現をしなければならぬものである。これは大蔵省が非常にガードを固めてまいっておりますが、例えば還元資金などで地方がお借りすることも確かにございます。しかし還元資金でお借りをいたしましても、市町村にとってみますと

は年金財政は年金財政で自立していかなければならぬのだというような考え方でありますが、もしそうだとするならばやはりこの積立金の運用につきましてもそれなりの道というものが開かなければならないのではないだろうか、そういうふうに思うわけでございます。理財局長さん、御答弁いたadakura簡潔に、現状はどこまで進んでいるのかというところだけお聞きしたいと思います。

○窪田政府委員 六十一年度財投の要求は二十一兆四千億でございますが、厚生省から四兆一千万、郵政省から三兆五千万、合わせて七兆六千万の分離要求がございまして、これではとても財投編成がいたしかねます、財投の崩壊にもつながるということ、ぜひ統合運用をお願いしたいということとをやっております。

財投研究会は具体的にそこに焦点を当てているわけではございませんで、今全体的な観点から財投投資の見直しを御議論をいただいているわけでございます。私どもとしては国の財政の仕組みから生まれた資金というものはぜひ統合して有効に活用させていただきたいと思っております。

ただ、その中に年金の大切なお金があるということは私どもも十分心得まして、できるだけ有利に運用をしていくという考え方でございますが、厚年基金のように株式とかそういうものまで運用するわけにはまいりませんで、やはり確実ということが何よりも重要でございますので、六・八％と若干下回っておりますが、これはやむを得ないことと思っております。

○坂口委員　大蔵大臣、今の答弁を聞きますと、そういう自主運用の気持ちはさらさらないという答弁ですね。これは大臣のかなり理解のある答弁とはちよつと差がありますね。あり過ぎる。

ことしの予算委員会、前国会での答弁、そしてきょう、こう三回見ますと、竹下大蔵大臣の答弁は理解度がだんだん深まってきたと私は思うのです。その審議会にしましても、総理府にありますものは専門家過ぎて、大物過ぎて、ちよつとぐあいが悪い、そこでの議論はなかなか難しかり

う、独自のものが必要ではないかという前回の発言、そういうものを踏まえてみますと、竹下大蔵大臣も非常に理解を示しておみえになるといふうに私は理解を示してきたのですが、今の理財局長さんの御答弁だと、四兆円も三兆円もそんな金を出す気はさらさらないという感じに聞こえてならない。それだと、せっかく厚生省の方で御検討いただきましても、大蔵省がかたく門を閉ざすということでありましたら、その結論を生かすことができない。やはり一つの内閣のもとに行われていくことでありますから、厚生省でそういう研究を始められる、その結論と全く一致ということはないにしても、大蔵省の方も程度の差はあれそれに対して理解を示して、こちらも研究をしていくということであるならば話はわかりますけれども、どうぞ自由におやりください、こちらはそういう気持ちは決してございませんと、いろいろなことでは、一つの内閣の中で一体何をしているのかということになると私は思うのです。甚だ不服でございます。一つ御答弁いただきたい。

○竹下國務大臣 それぞれの役所、役所をつかさどっておりましてなかなか問題がございます。例えば、この共済年金の法律を審議していただきますとなれば、私をある程度制約しておられるのは国家公務員等共済組合の審議会であり、地方公務員の方はまたその審議会であり、社保審とかいろいろな審議会がそれぞれの省の担当の中に存在して、そこでは年金で申しまして、どちらかといえば私の方がいただいているのは国民連帯みたいなことで解決したかどうか、他の方はそれはとても受けるべきではないよとか、いろいろな答申がありますから、その中でお答えするというのはおのずから限界がある。したがって、統一答弁も今のところ出ておりますが、こういう委員会に出ましたときにさらに統一見解を出せということになると、私の能力のもう一つ上の人が出なければ本当はいかぬじゃないかな、こんな議論がいつもあ

ありませんでした。例えば臨調答申で見ますと、「公共的な性格を有する資金をできるだけ有効かつ整合的に配分するためには、統合運用の現状は維持されるべきである。」というのが一つあり、それから行革審意見の中には「厳しい財政事情の下において、『第二の予算』として一般会計予算と密接な関連を有している財政投融資については、資金運用部による統合運用の現状を維持する」必要と書いてあります。それらの意見に対しては、閣議はいつでも最大限にこれを尊重すると言っておるわけですね。そういたしますと、そこに私の答弁の限界というのは一応できてくるわけであり

ます。それで問題は、私が言っておりますのは、そこまで突っ込んだお話をしますとまた当たりさわもあるのかな。仮に年金を別建てにして、一つの考え方を持って、有利運用ということを念頭に置いて考えるかということになりますと、安全、確実、有利、そして市場の動向というふうなものも見なければならぬ。そうすると、その趣旨でどこかで、別に大蔵省というわけじゃありませんが、専門的なところで一元運用をやるといふ方がいいのかな。今お話しになりましたように、いろいろな年金資金の還元融資も、これは別の角度から見れば、個々の市町村にとっていえば地方債と同じ性格のものである、こういう議論もなされる。そうすると、財投のあり方から議論していかなければいかぬなということになるわけでありまして、財投の議論にしても非常に粗っぽい議論をすれば、もう財投は要らぬじゃないか、むしろ一定の利子補給金の機関があったならば財投というのは民間金融の中の利子補給で賄えるじゃないか、こんな議論もそれは当然出てくるわけでありまして、その場合、それでは郵便局というものの位置づけをどうするか、いや、あれは貯蓄銀行にするとか、いろいろな議論がある。そんなようなことを、大

ろな答申の中でみずからの制約を受けながらどこかで何か本気な勉強をしなければいかぬことがあ

るなという問題意識は持っております。しかし、それが一年の終わりになりますと、今度は予算編成ということになる。概算要求のときにはまたいろいろな要求が出てまいりますので、それらを一つ一つこなしながらこの問題を処理していかなければならぬのだな、こういう感じでおりますので、私の方から、いや、厚生省の要求はだめです、それはもつとプロの方で運営した方がいいです、そんな生意気なことを言おうとも思っておりませんし、また、どこでも自分の集めたものは自分で運用したいという気持ちになられるもの

なことを考へながら、せっかくこういう意見を聞いてなるほどなと思ひながら対応しているということであり

ます。○坂口委員 大臣、私は厚生省の肩を持って言っているのと違ふのです。厚生省は、自分のところで集めた金だから自分のところで運用したいのだらう、そんな発想で私は言っておるわけでもないのです。年金資金というものが今非常に重大な危機を迎えて、将来とも大変なときなんだ、少しでもそれを拡大して国民の皆さん方にお返しをしなければならぬじゃないかという立場から言っているのですから、ひとつ誤解しないようにしてほしいと思ふのです。臨調の提言等も引かれましてけれども、臨調は、財投を取り巻く環境の変化により「財投資金を配分する必要性が従来に比べて相対的に低下している」と分析している。つまり食いされちゃ困るよ、こうも書いておるわけですね。こういうこと

れならば年金財源、積立金をどうするかといったら、その運用は国が全部いたしまして自由にはさせません、そして国が出す方は出しません、それだったらこれはもう細かくいく以外に方法がないわけですね。だから、こういう時期だからこれはひとつ考え直さなければならぬ、大改革をしな

ければならぬということを申し上げておるわけ

です。それとも一つ。今は一元化の話をしておるわけでありまして。国鉄の問題が出ますと、大蔵大臣は、国民全体がこれを見ていくんだとおっしゃる。厚生大臣は、それはひとつ共済年金の方でまずごらんください、厚生年金はその後の話でござい

ます。このように、例が余り適当では

になるのも結構、大蔵省だけでおやりになるのも結構。しかし、これはやはりそれぞれ年金に関係のありますところの省庁の皆さん方が一つの議論をする場所をつくって、そして少しでも前進をするように努めていただきたい。私は新しい提案をいたしますが、もう一度御答弁をいただきたい。

○竹下国務大臣 その考えは私は否定しておるわけじゃない。従来、予算要求の際にそれだけの省から出て、十二月末までに一応の結論を出す。それは継続審議しようやという場合もあるし、決着がつく場合もあるということで、今日までこの問題については、いわゆる年金の問題はしばらくおきまして、郵政省との問題というのはずっと継続審議の形をとっておる。それは、いつまでもこんなことをしておてはいかぬなという気がございします。したがって、お答えすることは、大蔵省の今までの主張をお答えし、一方はまた要求の主張をここではお答えになる。それをこれ整理していくのが毎年毎年の予算編成ということになるが、大体、毎年予算編成で、厚生省の方は別でございしますけれども、やっておるというのも、本当は大人げない話だと私も思うのであります。そこへ国際化、自由化の問題が出てきたということになれば、まさに今おっしゃったような物の考え方というのは通用する考えだ。

人情として、集めたものは自分の方で運用したいという人情はあるにしても、その主張が、今坂口さんおっしゃったように、おれは厚生省の立場に立つて主張しておるものでもない、いわゆる天下国家、年金のあり方についての主張をしておるんだ、そのとおりだと思ふのです。我々もそのつかさ、つかさによっていろいろ縛られることがあつても、根底には同じような考え方がある、ちやいかぬと思う。ヤマトノオロチの島根県でございしますが、これはスサノオノミコトが征伐したわけでございます。ですから、本委員会があるいはヤマトノオロチを征伐される大きなきっかけにもなるかもしれぬというようなことを考えて、何かどこかでやらなければならぬことだ。

臨調がおっしゃっているとおりなんです。財投の目的も、それは歴史を振り返ってみれば、戦後、復興金融庫というものができて、これが戦災復興の本当のきっかけになったでしょう。それから輸出競争力をつけるためにいろいろなことをいたしまして、それが今や貿易摩擦の方にいつておりますが、いろいろな変化が起きてきた。そこへ新たに公害の問題がある。そういうところへ、いわばそういうニーズに対応しながら変化してきておりますが、まさに臨調の指摘にあるように、なにかんずく戦災復興とかあるいは輸出奨励とか外貨獲得とか、そういう時代からいうと、従来と目標が大変に変わってきておる。そういうことも念頭に置いて、しかしながら、運用だけは一元化してやらなければいかぬぞ、そういう御答申をいただいておるわけでございますので、その場をどこに置るか。とりあえずは財投のあり方ということになると、やはり我が方でも、すなわち理財局でも勉強してみたらどうだということで、今勉強が始まっております。ということでございします。

一元運用は大切だということは、いろいろな答申からいたしまして今私がそれをおるわけにはまいりませんが、どこでどう運用するかということになると、一元運用、こう言わざるを得ませんが、いわば年金財政のあり方、それから金融自由化、国際化の際におけるところの郵貯のあり方、そして財投そのもののあり方、こういうことはやはりどこかでやらなければならぬのだなという問題意識は持っておりますが、まずは我が方で財投研究会ぐらゐから積み上げていくという考え方で勉強をさしておるというのが現状でございます。

○坂口委員 やらなければならぬという認識は持っております。お話でございますけれども、年金財政の方は風雲急を告げてどうにもならない状態に來ている。中にはパンク寸前という年金もある事象において、研究をしなければならぬ、まだするつもりでございます。いつ結論が出るかはわかりませんというふうなことで、これは年金

はさらに細っていかざるを得ないわけです。これだけ国会でも何回か議論になつていてことでありますから、たゞいつまでか研究をしておるというのではなくて、もう少し大蔵省も前進をしてみたいと思ふ。

これはおっしゃる通りに、財投全体にかかわることでもあろうかと思ひます。その運用を厚生省でするのか、大蔵省でするのか、一括してするののか、そんなことは結構です。運用先がどこであらうと、それはいいと思ひますが、要は高利運用のできるものはする。とにかく財投でも余つて返ってくるのが一兆円を超えておるような時代ですから、これはこのままで果たしていいのかという議論は当然起こつてしかるべきだと思うのです。そういう現状を認識していただいて、これはいずれにしてももう少し積極的なお取り組みをいただきたい。

大蔵大臣は否定はしないというふうにおっしゃいますが、否定はしないけれども、しかし積極的に行ふという姿勢もお示しにならない。否定はしないということとそれじゃやろうかということとは別問題でございまして、その否定しないというおっしゃり方が甚だ煮え切らないわけで、大変長時間御答弁をいただきましたけれども、しかし、答弁の長かつた割には内容に乏しかった。せっかくの年金のこと、これはもう何時間やっております、問題、もう少し前進できませんかね。いつまでか、これは大蔵省、私のところの範疇の金だからよその省庁には言わせません、つかさ、つかさ、それぞれ考え方があつてそれはできませんというのでは、これはもう前進いたしません。それなら構ひませんから、この年金に対する国家支出ふやしてくださいよ。それはしない、こうおっしゃる。減らしていくとおっしゃる。減らしていくんだつたら自主運用ぐらゐは認めてしかるべきだと思ふ。明確な答弁をひとつ求めて終わりにしたいと思ふ。ヤマトノオロチを退治するのは竹下総理大臣以外にない、こういう立場でひとつ答弁をしていた

だきたい。

○竹下国務大臣 否定しないと申し上げておりますのは、要するに各省がいろいろな要求をなさる。それを初めから否定してかかったら、予算折衝というのは不毛の論議ということになつてしまひます。不必要ということになつてしまひますから、もとよりそれぞれの要求が出てくる。それで、ただ大蔵省には従来はこうした考え方がございしたというのを披露するのが限界だ。したがって今後の問題は、だからして今財投研究会、やつておりますが、やはり財投とは何ぞやという基本論、やらなければならぬ時期に來ているんじゃないか。一方、金融については国際化、自由化の問題がある。一方、年金財政というのはおっしゃる通りです。できるだけ自主自立の中でやつていたいて小さな政府でありたい。公的支出はできるだけ縮めて国民の負担をできるだけ減らすというのが元来の行政改革のあり方でもあるわけです。したがって、有利運用の問題等がそれは当然出てくる問題だということは私も十分承知しておりますが、結論から言つと、やはり財投そのものは何ぞやというところから議論をしてかからなければ容易に解決のつく問題じゃない。そうすると、それは確かに一大蔵省というふうなセクトよりももっと内閣全体の中でやらなければいかぬ。私なりにこれをどこへ持ち込んでやろうかなというふうな考えはないわけでもございしませんけれども、まだ十分練つたわけでもございせんし、余りつまらぬ反響が出ていかぬと思ひながら万事控え目にいたしておりますものの、問題意識だけは十分に持つておることは事実でございます。

これは特に手前みその話じゃございせんけれども、インフレなき持続的成長ということになりますと、なにかんずくいろいろな資金の運用というものに對しての関心、これは法人、個人、公、私を問わず目がそこへ向いてくるのも当然でございしますし、問題意識としてちゃんと持つておりますが、さあ坂口さん、どのようにして検討を開始して、どのような時期をめどにやろうと思ひますという

返事は、いまだ少し時間をいただきたいというふう
に考えております。

○坂口委員 そのままで言っていたかなくともい
い、ひとつ省庁の枠を超えてこの議論をぜひ前進
させたいという気持ちがあるかどうかということ
の明確な答弁で結構でございます。

○竹下国務大臣 年金資金の自主運用、自主運用
というのは、自主とは何ぞや、こういうことにな
りますから、したがって、財投のあり方等を含め
公的資金の運用等については今後とも十分注意し
て、そして私は、まだ私的な考え方でありますが、
今はまだ研究会をやっておるにすぎませんが、ど
こかでやらなきゃならぬという気持ちを持ってお
るということは申し上げて結構ではなからうかと
思っております。

○坂口委員 わかりました。どうものどに詰まっ
たものが取れない感じでございますけれども、こ
れをもって終わりにしたいと思います。

○越智委員長 午後一時より再開することとし
この際、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時二分開議

○越智委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。米沢隆君。

○米沢委員 ただいま提案されております国家公
務員等共済組合法等の一部改正法案は、本格的な
高齢化社会の到来など社会経済情勢の変化に対応
して、我が国公的年金制度全体の長期的安定と整
合性ある発展を図るために、公的年金制度の一
元化を展望しつつ、共済年金制度についても所要
の改革を行おうとするものでありまして、その趣旨
におきまして私どもは全面的に賛意を表するもの
であります。

そのような観点から、私どもは、基礎年金制度
の創設による公正な制度の確立や、長期的に安定

した財政運営を図るためには、公的年金制度の統
合一元化が不可欠であろうということで、一元化
の第一段階として提出されました国民年金法等
の一部改正法案には、大幅な修正を加えた上で賛成
いたします。

現在審議されております共済四法案は、制度一
元化の第二段階として提出されたものでありまし
て、私どもとしては、共済年金制度も昭和六十
一年四月一日より国民年金等と同時に新制度に切
りかえるべきだと立場をとっております。今国会
での成立を期すべきだと考えております。しか
しながら、この共済四法案につきましても多くの
問題点が指摘されておる現状にかんがみまして、
これからの議論いかんにもよりましますけれども、
野党合意が得るならば、修正などの確な対応
をするよう政府に強く求めていきたいと思ってお
るわけでありまして、まず、当局のその点に關
する基本的なスタンスについて、大蔵大臣からお伺
いたしたい。

○竹下国務大臣 まさに御趣旨の点は、私も理解
をいたすところでございます。

ただ、審議の過程で、もとより国会のことでご
ざいますからいろいろな議論も出るでございま
しょうが、この一元化へ向かっての第二弾、こ
ういうことで早期に成立させていただきたい。しか
も、厚生年金改正と同様の趣旨の内容を盛り込ん
だ政府原案のとおり一日も早く成立させていた
だきたい。これは原案作成者としてはまずそれ
を申し上げるのが第一義であらうかと思ってお
ります。

ただ、国会というものは、お互い国会議員とし
ての立場から、もとより法案に対する修正、そ
ういうようなことが与野党合意等で行われるとい
うことも十分承知いたしておりますが、政府の側か
ら、今出したものは修正の余地がたぶんござい
ますのでどうぞご随意にという立場をとるわけに
はまいりません。基本的には、いろいろ工夫した
結果、現段階においては最善のものであるとい
う考え方の上に立っておりますので、可及的速やか

に原案どおりで成立させていただくことをまず心
から期待をしておる、現状における答弁はそ
ういふことではなからうかなという感じがしてござ
います。

○米沢委員 原案作成者としては修正よろしくお
願いしますと言えはるはずはない、そんなのわかっ
ておるつもりで質問しておるわけですね。しかし、
それぞれ問題点があるもので、これからの議論を待
たなければならぬと、与野党合意して、こ
らは変えたらどうだろう、そういう話になったな
らば、やはりそれはわかった、こういう議論をし
ていただけるのですね、こう言うておるのです。

○竹下国務大臣 与野党合意していろいろな問題
が議せられる際には、当然政府側もそれに対して
意見を述べたりする機会もお与えただけでござ
いまいし、それから、その上で合意は成立するであ
らうというふうな思っておることであります。

○米沢委員 各論に入ります前に、安定した公的
年金制度の確立を初めといたしまして、これから
の社会保障のあり方等の基本的な問題について厚
生大臣と大蔵大臣の所見を求めておきたいと思
います。

御案内のとおり、現在人口高齢化率というのは
約一〇％ぐらいにすぎませんが、二十一世紀
の前半、昭和九十五年ごろのいわゆるピーク時
には、この人口高齢化率は二二％に達するであ
らうと推計をされております。このような高齢
化社会の到来を前にいたしまして、老後の生活保
障としての公的年金制度の役割やそれに対する国
民の期待、あるいは一方では不安な面などもあ
ります。その意味では、御承知のとおりであ
ります。その意味におきまして、今回の一連の年
金改革は、まさにそういうものにたいしてござ
います。その意味では、我々が国の社会保
障の今後のあり方というものは新たな理念と方針

に基づいて再構築しなければならぬ、これが現
在の時代の要請ではなからうか、こう考えるわけ
でございます。

そこで、この際、政府として、今後どのような展
望と方針を持ってこれからの活力ある福祉社会を
目指そうとしておられるのか、担当の厚生大臣
と、次期総理を目指されます竹下大蔵大臣に所見
を求めたいと思っております。

○増岡国務大臣 これからいよいよ御指摘のよう
な本格的な高齢化社会を迎えるわけでございます
。その中でも、せっかく与えられた長寿、長生き
というものを喜んで過ごせるような姿にしなければ
ならない。御指摘のように、人生が充実をして
活力のある福祉社会をつくるということが我が国
の重要な課題であると思っております。

その基盤としましては社会保障制度でございま
すけれども、高齢化社会におきましても長期的に
安定をたもたなければならぬ、かつ有効に
機能するものでなければならぬ、そうして国民
が心から信頼できるそういう制度にしなければ
ならないということで、今後とも制度の整備、改革
に真剣に取り組んでまいるのでございます。

○竹下国務大臣 御指摘の点は全く私も賛成でござ
います。

社会保障につきましては、国民生活の基盤とし
て、来るべき高齢化社会においても、長期的に安
定的かつ有効に機能するよう制度を構築し、これ
を運営していくかなければならぬ。これまでこの
ために、医療保険制度それから年金制度の抜本的
改革等に取り組んでおるところでございますが、
今後とも高齢化社会を展望して、各制度の根
本にさかのぼって見直しを行って、給付の重点化
あるいは負担の適正化等を図りますとともに、社
会的、経済的に弱い立場にある方々に対して重点
的かつ効率的な福祉施策を推進していくという考
え方で対応すべきであると思っております。

○米沢委員 そこで、このような高齢化社会の進
展というのによつて、当然新たな福祉需要がこ
れからどんどん生まれてくるという情勢になつて

おるわけでありませう。

年金財政はもとより、医療財政、あるいは寝たきり老人等も急激にふえていきましようからそういう皆さん方に対する福祉の需要等々、これは相当の増大がこれから推察されるわけでありまして、そうなりますと、一体国民の負担はどうなっていくのだからかと、あるいはそういう需要といふのはどれくらいふえていくのだからかと、それに对应して我々の負担はどうなるのだからかと等々、いろいろと一方では不安な面があるものがあるが、かかる状況になるわけでありまして、政治そのものは、そういうわけばかりで不安というものに対して少なくともこうしたいという方針を持つて対処するという姿勢を示すのが、今我々に与えられておる大きな課題ではなからうか、このように思うわけでございませう。

そういう観点から、これから年金が一体どういうような伸び方をしていくのだからかと、あるいは医療費はどういうような伸び方をしていくのだからかと、あるいは寝たきり老人等に対して福祉施設等の需要はどういうふうに伸びていくのだからかと、そのあたりの福祉需要が一体どういうふうに伸びるのかという点について、まず厚生大臣からそのあたりの推移について御説明いただきたい。

○岸本説明員 高齢化社会の到来に伴いまして、社会保障の需要は先生おっしゃるようにならざるを得ないことが考えられるわけでございませう。ただ、社会保障の需要の伸びが全体としての程度の数値になるかという点につきましては、経済情勢等不確定な要素が大きくて、具体的に予測するということは非常に困難な面があるわけでございませう。ただ、昭和五十八年度の社会保障給付費といふものは、対国民所得比で一四・五%でございませう。私も、先生の御意向を受けましてごく粗い試算ということをしてみますれば、昭和百年度には二〇%台の前半くらいの率になるのではないかとこのように思うわけでございませう。

そこで、全体の社会保障負担とか租税負担を含めた国民の負担の対国民所得比というものの

推移を考えてみますと、先生御承知のように、臨調の答申でございませうと、一九八〇年代経済社会の展望と方針におきまして、将来の国民負担は現在のヨーロッパ諸国の水準、まあこれを五〇%前後、こういうふうな考え方をしておりますが、このヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめることが活力ある社会を築くために望ましいのではないかとこの意向が示されておるわけでございまして、私もこれといたしまして、必要な福祉を確保しながらこの方向で努力をしていきたい、こういうふうに思っておりますのでございませう。

○米沢委員 確かにこれからの経済的な動き等がわかりませんから、明確に必ずこうなりませうという数字は示されないかもしれないけれども、年金だつて、まず年金の財政再計算をやつて、それから保険料率を決めたりしてやつておるのではありませんか、年金は大体どれくらいになるのだからと、いふことがなぜ言えないの。医療費はどれくらいになるのだからとなぜ言えないの。そんなのが言えずして、なぜ国民負担率が出てくるの。ちゃんと数字をはつきりしないよ。何回も何回も質問させるなよ。

○坪野説明員 厚生年金、国民年金の給付費の将来見通しでございませうが、将来どういふふうなスライドするかという点でございませう。なかなか推測は難しいわけではございませうけれども、今回、五十九年度の財政再計算によりまして、国民年金と厚生年金を合算して五十九年度価格で、六十一年度には約一兆を予測しております。昭和百年度におきましては、これは四十年先でございませうので非常に難しいわけではございませうけれども、五十九年度価格で約二十九兆くらいではないだろうか、率にいたしまして約二・七倍くらいに膨れるのではないだろうかということをお示ししております。

○熊形説明員 お答えいたします。医療費につきましては、年金と違ひまして、高齢化という要素のほかに、医学、医療の進歩であ

りますとか、慢性病の増加とか、そういう要素がございまして、数字として長期的な見通しを示すのは非常に困難でございませう。しかしながら、今後高齢化社会が急速に進展いたしますと、年金のための負担の増加ということはやむを得ないということからしまして、国民全体の負担が過大とならないように、総合的な医療費適正化対策を強力に推進するということをしていまして、医療費の伸びというものは国民所得の伸びの範囲内におさめたいということを考えておるわけでございませう。

○米沢委員 どうもそういう予測数字も出さぬで長期計画を組んでみたり、国民負担率がどうなるなんて厚かましく言うてみたり、よくできるものだ。医療費だつて、過去の推計を見たら大体これくらいになりませう——何もその数字になるなんて僕は言つてないよ。少なくともどれくらい規模になるかといふことが言えない厚生省なんぞナンセンスだと思ふな。

まあ何ば理屈を言うても時間がたちますから

結局、そういうような社会保障の負担、福祉需要といふものがこれからどんどん大きくなつていく。それに対して国民が果たして負担にたえられるかどうか、そのあたりがこれから議論になるわけでありまして、御案内のとおり、いわゆる先進国病という歴史の実例から見ますと、余り租税負担率や国民の社会保障負担率あたりがふえていきますと、何のことはない、何となくわけのわからぬ社会になつてしまふ。どうしてもそれを避けねばならないという意味で、やはりある程度のめどとして、政府として租税負担率を含めて社会保障の負担率あたりはどれくらいをめどをセットしてこれのために一生懸命努力、邁進して、そういう目標がセットされねばならぬのじゃないかな、こう思うのです。

現在、御案内のとおり国民負担率は三六%ぐら

その下の程度でおさめるといふ漢とした議論がなされておりますけれども、この際、大蔵大臣として、どういふような国民負担率といふものを目標としてこれから租税負担率とかあるいは社会保障負担率あたりをセットしていった方がベターであるというふうに御理解いただいておりますのか、そのあたりを御答弁いただきたい。

○竹下国務大臣 これは先ほどもお話がありましたが、確かにいわゆる臨調の第一次答申当時のヨーロッパは五〇%程度、今あるいは五五といふ人もあるわけでございませうが、我が国は三六弱といひまして、いろいろなことを考えますと、人によりまして四〇%といふのを念頭に置いてあのときは議論をした、こういうお方もいらっしゃるが、あるいは四五で議論された方が多かつた、こういうふうなお話も承りますが、私もこれとしては、今それを定かに、定着した一つの目標値として掲げるのは、率直に言つて難しいな。今、いわゆる社会保障負担率といふ問題につきましては、制度改正を一つずつお願いをしておる、そうして一方、技術審議としての税調審議をやつておる。それらの進行ぐあいをみながら、今度はやはり国民の側がいわばどこまでサービスを提供しているかといふことも考えて、総合的に最終的な判断をつけていかなくてはならぬ。だから、漠然とした目標を掲げることはできるが、国民のニーズといふものの変化においては余り固定的なものを定めることもいかにが、こんな議論も折々いたしておるところであります。したがつて、ヨーロッパのそれよりもかなりという、かなりの範囲といふことになりまして、率直なところ、かなりとは大体どれくらいでございませうと自信を持つてお答えするという状態には残念ながら現在ございませう。

ただ、私もいろいろな機会に出ますと、最近特にヨーロッパ諸国の、私のカウンターパートである大蔵大臣等とお会いをいたしますと、これは、ヨーロッパ諸国で、今いみじくも米沢さんがおっしゃいましたように、ヨーロッパ病といひま

すか先進国病とでも申しましょうか、知らぬ間に、意識は余りしない間に、結果として相当な高率になり、そしてそのことが個人個人の心境の中に、元を取らないう損だという表現はちよつと適切ではないのでありますが、そういうことから勤労意欲の低下もたらしておるといふことで、私どもに對してもある種の反省からくる警告を与えてくれているという思いはひとしお深くなっておりますという現状でございます。

○米沢委員 社会保険の負担比率だけでも将来五、六％伸びるだろう。今三六ですから、もう四二ですね。そうしますと、四五ぐらいが大体適当だといえ、あと高齢化社会に應じてある程度租税負担率も上がらざるを得ないだろう。わずか三％ぐらいしかありませんよ。それではどうしても間に合うようなものではないという感じもするものですから、その間ある程度の目標みたいなものを定めて、そこに何しろ押し込むために何をしたらいいのかという優先順位をつけた議論をしていかなくては、これから国民負担は仕方がないから伸びていくという姿では、国民としても納得できない部分があるのではないかと、そういう認識をぜひ持つていただきたいということを申し上げたいと思います。

○米沢委員 社会保険の負担比率だけでも将来五、六％伸びるだろう。今三六ですから、もう四二ですね。そうしますと、四五ぐらいが大体適当だといえ、あと高齢化社会に應じてある程度租税負担率も上がらざるを得ないだろう。わずか三％ぐらいしかありませんよ。それではどうしても間に合うようなものではないという感じもするものですから、その間ある程度の目標みたいなものを定めて、そこに何しろ押し込むために何をしたらいいのかという優先順位をつけた議論をしていかなくては、これから国民負担は仕方がないから伸びていくという姿では、国民としても納得できない部分があるのではないかと、そういう認識をぜひ持つていただきたいということを申し上げたいと思います。

○門田政府委員 国家公務員共済組合について申し上げたいと思います。

現在のままでまいりますと、これは議論を合わせますために月収ベースに對して保険料率を申し上げたいと思いますが、現行のままですると、昭和六十一年度一・三という保険料率でございますが、これが昭和百年度には三六・六というように三・五倍、昭和九十年あたりでは三八・七と四倍近いような数字になります。今回の改正案でまいりますと、昭和百年度三六・六が二九・六という水準に少し抑制される、こういうことでございませう。仮に支給開始年齢を六十五歳ということに將來引き上げますと、今申し上げました二九・六といふ計算ができてまいります。

○米沢委員 はかばかしい。

○門田政府委員 失礼いたしました。

私学、農林それから地方公務員共済、これはそれぞれ別の所管省庁があるものですが、今計数を持っておりませんが、傾向は大体同じでございます。

○米沢委員 もう既にばらばらなんです。確かに所管省庁は、大蔵省は国共済で、地共済は自治省とかいろいろあるかもしれないけれども、今一括してそういう議論をしておるところにそれぐらゐの資料は持つておつてくださいますよ、本當に。次に、五十九年の二月に閣議決定されました公的年金の一元化について少し質問をしてみたいと思ひます。

御案内のとおり、政府は昭和七十年をめぐり、いたしまして年金の一元化を図ろうとしておられるわけですが、具体的なその後のスケジュールと完成時の年金制度がどういふ姿であるのかといふことをまだ明らかにいたしておりません。本会議等の質問等に対する答弁を見ておきますと、何しろこの改正法案が通つた後にそれから先のこと

は議論することでございますが、やはり將來どういふ絵を描いていかれるようとするのか、あるいは大まかなスケジュール等、給付水準の統一をした後に負担の水準等をどういふような格好でしたいというあらかたの基本的な方針みたいなものは逆に持つていないと、本當はおかしいのではないかな。確実に、何月何日からどうししようという議論は、それは難しいですね。しかし、そういうもののために懇談会とか審議会といふのをできるだけ早期に開催をして、まずどういふ検討を始める、そういう順序みたいなものはあらかじめ持つておかれておることの方が素直じゃないかな、そう思ふんですね。そういう意味で我々は、本会議あたりの総理の答弁とか、この委員会における答弁あたり、まだちよつと不満なのでございませう。

そこで、公的年金の一元化という方向性の内容についてちよつと御質問いたしたいと思ふのであります。

まず第一に、公的年金制度の一元化とは一体何を意味するのかという問題でございます。すなわち、どのような状態ができたときに完成した、こゝ言われるのか。閣議決定の文書を読みまして、昭和七十年に一元化を完成すると書いてあります。ね。したがって、完成したという状況は一体どういふ姿なのか、その点についてお答えをいただきたい。

それで、その際、今は財政については、それぞれの所管のところで計算をしておりますけれども、年金一元化というその時点においては財政はすべて統合されておる姿が予想されておるのか、その時点においても財政の問題はばらばらの中に推移しておるのか、そのあたりをまず大蔵大臣にお伺いしたい。

布で財政調整が行われる、この二つの議論があるであろうと私も思つております。

私は国民連帯なんて言うものですから、そういうことも指摘されるのでございませうが、最終的にはまさに財布まで一元化された姿になるのが好ましい姿だと私は思つておりますけれども、いつそこへ行けるかといふことになると、何分制度の沿革等から考えると、私にもわかにお答えするだけの自信はございません。少なくとも給付と負担の一元化への努力、年度の改正もすべて一元化が完全になつたとは私はもちろん申しませんが、それを目指しての努力の中で、財布は別であつてもその都度財政調整がされていくという歩みが続けながら、最終的には財布も一つにするというのが理想ではないかと、私のお答えする限界を越しておるかもしれないが、個人的にはそのようなことをいつも念頭に置いておることでありませう。

○米沢委員 「昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」こゝあるわけですから、そういう意味では、七十年の時点においては財政もすべてプールになつておる姿を描いておられると理解していいですか。

○竹下国務大臣 「昭和六十一年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に對して年金現業務の一元化等の整備を推進するものとす。昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」こゝいうことに閣議決定をしておることは事実でございますが、今まで私なりに勉強した点から見ますと、七十年に、私が描いておる、財布を完全に一つにするところまでは、今までの既存の制度の続きの中で、完全には行けないのじやないか。あるいは財布は一つで別勘定を設けるとか、いろいろな手法はあるかもしれないけれども、完全に財布まで一つにするところとは難しいのではないかなといふのを私のささやかな勉強の経過で感じておるという程度でございます。

すか先進国病とでも申しましょうか、知らぬ間に、意識は余りしない間に、結果として相当な高率になり、そしてそのことが個人個人の心境の中に、元を取らないう損だという表現はちよつと適切ではないのでありますが、そういうことから勤労意欲の低下もたらしておるといふことで、私どもに對してもある種の反省からくる警告を与えてくれているという思いはひとしお深くなっておりますという現状でございます。

○門田政府委員 国家公務員共済組合について申し上げたいと思います。

現在のままでまいりますと、これは議論を合わせますために月収ベースに對して保険料率を申し上げたいと思いますが、現行のままですると、昭和六十一年度一・三という保険料率でございますが、これが昭和百年度には三六・六というように三・五倍、昭和九十年あたりでは三八・七と四倍近いような数字になります。今回の改正案でまいりますと、昭和百年度三六・六が二九・六という水準に少し抑制される、こういうことでございませう。仮に支給開始年齢を六十五歳ということに將來引き上げますと、今申し上げました二九・六といふ計算ができてまいります。

布で財政調整が行われる、この二つの議論があるであろうと私も思つております。

○米沢委員 先ほどお読みになった閣議決定の内容には、「昭和六十一年度以降においては、給付と負担の両面において制度間調整を進める。」と書いてありますが、今度の一連の改革で給付の制度間調整は終わったと見ていいのですか、まだ残っているという意識ですか。

○竹下国務大臣 給付面における調整はほぼ完了したということではないか。完全な一元化が終わり、またと言えぬじやないかなと思っております。

○米沢委員 今度の改正法案が通った後、今度は負担の調整がありますね。その際、一つの手法としてまず共済年金グループの負担の調整をして、そして最終的にはほかの年金グループとの調整をするという方法もあるいは、二の三で調整していくという方法もあるのですが、そういう手法については何か御検討された経緯はありますか。

○竹下国務大臣 これは、率直に言ってまだございませぬ。私がよく労働連帯など言うときに、よくそれは、おまえさんは言っているが共済の点を念頭に置いて言っているのか、あるいは国民連帯といふと、全体を指して言っているのか、あるいはこのように質問を受けたこともございませぬが、その手法についてはまだ検討をしていないとお答えせざるを得ませぬ。

○米沢委員 先ほどの、給付の面の一元化はほぼ達成できるであろうけれども、すべて一、二の三で一元化されたということは言えない、こうおっしゃいましたので、六十一年以降も給付あたりの一元化のいろいろなまだ残った問題等については整理しなければならぬという認識だろうとお聞かせいただきました。

そこで、そういう意味では、これからの年金の一元化を展望したときに、今度いろいろ改正しましたけれども、改正したにもかかわらず制度的にいろいろ食い違った部分がありますね。ただ、完全に年金の一元化を議論したときにはそのあたりも一回整理されなければならぬ課題だろうと

思うわけでございます。そういう意味で、今後一元化ということを考えたときに、障害と言ったらかしいのですが、ちよつと違いがあった整理しなければならぬ部分が一体どこにあるんだらうか。そういうことを考えたとき、ぜひ事務的に整理してもらいたいのですが、例えば厚生年金、これはもう既に改正法案ができましたね。今度国共済、地共済、農林共済、私学共済が上がるのでございませぬが、その制度間においていまだに相互の間で共通していない部分、言葉をかえれば、統一的でない部分は一体どのあたりに出ているのか、箇条書き的にでも結構ですから御説明いただきたい。

○門田政府委員 お話しのように、現在厚生年金があり、一方で共済グループがある、その共済グループがまた四つに分かれておる、こういう状況でございまして、現在までは給付要件、給付水準、算定基礎給付等につきまして制度間に相違が見受けられるわけでございませぬ。今回の改正でそういった相違点はほとんど解消されるわけでございませぬが、幾つかの点になお相違があるという点を申し上げますと、何といひましても、算定のとり方という面におきまして、地方共済におきましては給料月額に一定の率を乗じて得たものを給付額算定の基礎とする、こういうことをやっております。他の制度は標準報酬あるいは平均標準報酬、こういうことでございまして、その点が一点違いますが、その水準は合わせておりますので、そういう意味では水準的には合っておりというふうに考えます。

それから、あと相違点として考えられますのは、一つは職域年金部分の有無ということでございまして、厚生年金にはこれがございませぬが、共済グループにはこれがございましてございませぬ。それからもう一つ、これもよく議論になるところでございませぬが、再就職して他の制度に移った場合の支給制限が共済の方にはあつて、厚生年金の方にはない、こういうことでございませぬ。

職域部分につきましては、これは公務員の特殊性にかんがみまして、民間の企業年金等の実態も勘案しつつ創設しよう、こういうものでございませぬ。それから、他制度に移った場合の支給制限の話につきましては、今後厚生年金においても検討されるものと期待しております、そういった制度間の調整も支障になるようなものはないのではありませんか、こういうふうにご意見を申し上げます。

○米沢委員 今御説明いただきました中で、例の国共済と地共済の間の標準報酬月額の求め方が、地共済の方は本俸主義といひましようか、国共済の方は標準報酬月額方式、これがちよつと異質なものでございませぬけれども、今後一元化を図る上でこういうものは障害になると思つておられるのか、障害には全然ならないと思つていらつしやるのか、それが第一点。

そして、この際、国共済が厚生方式をとる理由と地共済方式をとらなかつた理由について御見解をお示しいただきたい。

○門田政府委員 御指摘のように、国共済等の場合と地共済の場合で算定基礎のとり方が違つておるわけでございませぬが、水準的には見合つておりますので、私どもは今後の障害にはならない、こういうふうにご意見を申し上げます。

それから、こういう相違を生じました理由でございませぬが、国共済の場合には、公的年金一元化の観点から、厚生年金でありますとか私学、農林共済が既に標準報酬をとっているということに合せてまいりまして、また、国共済の中には、実は民営化された新電電、たばこ産業といったものもあるわけでございませぬ。また、今後の国鉄共済の扱いも問題になっておりますが、こういうことがあるのに対して、地共済の場合には実は実地地方団体が非常にたくさんございまして、その手当が非常にまちまちである、相当の差もあるということ、そのためには標準報酬方式はとりがたい、こういう理由があつたわけでございませぬ。

○米沢委員 国家公務員の方は、年金一元化という観点から厚生年金の方の標準報酬月額方式をとつた、こういうことでございませぬが、この標準報酬月額そのものも、昔から問題が指摘されておりますように、住居手当とか通勤手当とか個人差がある所得ですね。本来その人の収入というよりも、長い遠いところから通つたら年金が高くなるとか、住居手当のとり方いかんによつてはまた年金そのものが変わつてくるというのはいふまでもないかという議論があつたことは事実ですね。そういう意味で、厚生年金の標準報酬月額はすべて是であるという議論はできないというのが今までの議論であつたわけでございませぬ。そういう意味では、国家公務員共済の方も地方公務員共済と同じような方式の方が逆に矛盾が大きくならないのではないかと、あるいはそういう計算方式の方が逆に事務的にはコストは安く上がるのではないかと等々の指摘があることも事実ですね。そのあたりに対して、大蔵省はどういう御見解をお持ちですか。

○門田政府委員 給付と負担のバランスをとつていくという観点から見ました場合には、年金算定の基礎として全期間平均の考え方をとつていくというのが望ましいと考えるわけでございませぬ。この点につきましてはいろいろ議論はあつたわけですが、今後年金制度の大宗をなす厚生年金に合せていくというようにすることを考えまして、また、先ほど申し上げましたような、国共済の中にもそういった標準報酬でなくはならないというふうなものも抱えておるということ、また、事務処理上大変ではないかという点につきましては、民間の場合には大企業であれ中小企業であれ皆この標準報酬制でやつておるということ、特段の問題があるわけでもない、こういうことを考えて、これに踏み切つたわけでございませぬ。

また、公平性といひませぬが、そういった面で見ますと、実際の本俸と諸手当によるか、それとも本俸相当額に一定比率のいわば補正率を掛けるということであるかといひませぬことは、水準的には結局同じことになりませぬし、報酬比例年金の性

格からすれば、実際の支給額によるということで実態を正確に反映しているのだからこれでいいのではなからうか、こういうふうな考えでおります。

○米沢委員 年金の計算方式の相違は今後の年金一元化の障害にならない、そういうふうにおっしゃっておられるわけですか。

その次に、共済の法案と厚生年金と若干相違点がある中で二つだけお聞きしたいのでございますが、一つは、給付における所得制限というのがありますね。厚生年金にはない。それから、在職老齢年金の支給の仕方がちよつと変わっていますね。このあたりについて、なぜこういう相違点を設けたのか、あるいは今後の公的年金の一元化の中でこのあたりは整理していくべきものなのか、それともそれは公務特殊という観点から許されていくものか、そのあたりはどういうような御認識を持っておられますか。

○田政府委員 お話のございました最初の点でございますが、公務員が被用者年金制度に再加入した場合に所得制限をする、これが厚生年金にはないが共済制度の方にはある、こういうことでございます。

これは二つ観点があると思いますが、一つよく言われますのは、民間の人がほかの会社へ移った場合には、同じ厚生年金の中の制度間の移動だから年金をもらうわけではない、むしろ依然として保険料を掛けていく状態が続くわけでございまして。ところが、公務員がやめて転職しますと大抵それは民間であるということで、厚生年金グループ、厚生年金制度でございまして、そこで公務員の場合には退職年金が支給される、これが不公平だ、こういう議論が非常にあったわけでございまして。もう一方、今度は共済年金そのものとして考えますと、民間企業に再就職して所得のある方は、年金の必要性は相対的に薄いわけでございまして、そういう人が同じように年金額の支給を受けていいのか、こういう観点もございまして。そんなことから、転職後の所得に見合ひまして年金額の一部支給制限をする、こういう措置を講じてお

るわけでございます。制度としましては共済の方に何かきつい制度がある、こういう印象でございしますが、世間の実態からいいますとそういうことでもないということもございまして、現在もあるわけでございますが、その一部支給制限をさらに改正した形のものにしよう、こういうことを考えておるわけでございます。

それから、もう一点御指摘ございました在職老齢年金でございまして。これは所得の低い人に対して厚生年金の方で支給されておる制度でございまして、共済制度の方にはこれまでなかったわけでございまして、今度の改正では、低所得者というのがある、そういうのでございまして、ごく例外的には存在し得る、その場合にバランスをとっていいというところで、同じような低在老制度を共済年金の方にも設けることにいたしております。

○米沢委員 人事院総裁にお尋ねいたしますが、このような公的年金制度の一元化という構想のもとに、いろいろな改正が今積み重ねられつつあるわけでございますが、この一元化との関連で、今後の公務員の年金のあり方について人事院としてはどのように考えていらっしゃるのか。

それから、今度減額退職年金を廃止することになりましたけれども、そういうものが人事管理上問題を生じることがないのか。この二点について総裁の御見解を聞かせていただきたい。

○内海政府委員 公務員の年金につきましては、御承知のように、今日この改正が行われますまでは、公務員の人事管理という観点をかなり強く考へて制度が運営されてきておるわけでございまして、しかしながら、何よりも大事なことは、やはり公務員の年金につきましても公務員の年金に関する制度というものが安定するということが最も基本的な大事なこととございまして、したがって、これを長期的に安定した制度として維持していきましますためには、公的年金制度の一元化を展望しつつ、先ほどからもいろいろ御質問や御答弁がありましたように、給付水準を適正化して世代間の公平性を確保する、それとともに、制度間の整合性

にも配慮していくことが極めて必要なわけであつて、この点は、私どもはやはり制度の安定ということが非常に大事であると思ひます。

さて、そこで、公務員の年金というもののつきましては、これは公務員の人事管理という面からかなり重要な意味を持つておるわけでございまして、公務員の勤務の実態あるいは勤務に伴う諸制限等をいろいろ考へてみますと、やはり年金といたものが勤務の人事管理の面における重要な役割を果たしておるわけでございまして、この面は一元化が行われ、制度が今後改正された後も、そういう側面はある程度重視し、また考慮、配慮していかなければならぬのじやなからうか、かように存じます。

その他の点につきましては、政府委員から答弁をいたします。

○鹿島政府委員 減額退職年金の関係についてお答えいたします。今回の改正案を拝見いたしますと、減額退職年金制度が昭和七十年を目途に廃止されるということになっております。御承知のように、減額退職年金制度につきましては、これはそれぞれの職員に人生設計の差がございまして、早期退職者のために設けられた制度でございまして、一応七十年までというところで段階的な廃止ということにもなっております。また御承知のようにことしの三月三十一日から定年制度が実施されまして、職員の在職期間というものが一般的に延長されるといふ傾向になっておりますので、私どもとしましては、さしあたりは特に大きな支障はないということと、今後の成り行きを見守つていきたい、このように考えております。

○米沢委員 さて、これは年金一元化のトータル議論としては大変大事な問題であります。当面その点で問題になりますのは、やはり先般来もめておりました国鉄共済の問題だろうと思つております。

御案内のとおり、今統合法、国鉄救済法ができて、その際できた財政調整計画は、三十二万

人体制が前提としてつくられておるわけですね。それが、御承知のとおり国鉄再建監理委員会の答申を受けて、国鉄の合理化が急ピッチに進んでいく計画が示されて、さらに人間が減っていくであろう、そういう予測がされる中で、国鉄の共済のピンチが言われておるわけでございしますが、事実関係として正確に教へてもらいたいのは、まず年次の人員合理化計画は一体どうなつていくのかという問題と、それからそれを前提とする限り、その影響で年次的にはどういう年金不足額が生じていくのかという――金の方はどなたがやめるかわからないからというのを必ず言われまうけれども、ほぼ大まかな議論としてはできない範囲の議論ではない、そう思いますので、大まかな数字で結構ですから、どのような年金不足になつていくのか、そしてそれは何年度くらいから赤字になつていくのか、そのあたりの御説明をいただきたい。

○中島(重)政府委員 要員の面につきましては、私の方からお答えいたします。

再建監理委員会の答申によりますと、六十二年度初めの国鉄職員の現在員、これが二十七万六千人の見込みでございまして。そこで、六十二年度におきまして旅客鉄道会社とか貨物鉄道会社とか新しい事業体が発足いたしますが、この新しい事業体が引き継ぐ人員が二十一万五千人でございまして。その差が六万一千人でございますが、その中の二万人につきましては、六十二年四月一日以前に、いわゆる希望退職によりまして転職を図つていくということとございまして、四万一千人が残るわけでございまして。この要員につきましては、清算を主として担当いたしますいわゆる旧国鉄に所属いたしまして、その後おおむね三年を目途として他への転職を図っていくという計画でございまして。したがって、六十五年度におきましていわゆる二十一万五千人体制になる、こういう計画となつております。

○小玉説明員 共済組合の財政の点についてお答えいたします。

ただいま運輸省の方から御説明しましたとおり、要員が財政調整計画に比へまして約十万人狂ってくるわけですが、その場合に、希望退職者あるいは特別対策の対象になります者が各年度を追ってどうなるかというところが定かでないでございまして、先生の申し上げたところ、非常に正確な数字になります、ごく大まかに申し上げまして、現在、国家公務員等から年々四百五十億円ばかりの援助をいただいております、二百五十億円に上りまして、この五年ぐらゐの間、大ざっぱに申し上げまして年々七、八百億の不足が生ずるだろうというふうに想定しております。

〔委員長退席、熊川委員長代理着席〕

○米沢委員 急ピッチの合理化計画の影響を受けて、国鉄共済は年平均七、八百億ぐらゐの不足が生ずる。これは何年ぐらゐから赤字になるのですか。

○小玉説明員 不足額は要員合理化の進展に伴ってだんだんにふえてまいりますので、六十一、二年度の場合には割合少額でございしますが、年を追ってふえてまいりまして、最終年度の六十四年度には七、八百億よりは高い数字になってくる、そんな感じでございます。

○米沢委員 それでは六十二年ぐらゐまではまだ何とかいける、六十三年ぐらゐから赤字が出る可能性はある、こうですか。

○小玉説明員 赤字は既に六十一、二年度から出始まりますが、かなり危機的な状況が六十三年度あたりに出てくるのではなからうか、こういう感じでございます。

○米沢委員 そこで、これはさきの委員会から求めておりましたが、そういうものに対して政府は一体どういう対策を打とうとしておられるのか、総括的に政府の統一見解が出ましたね、あれを御答弁いただきたい。

○竹下国務大臣 最終的に統一見解として申し上げましたのは、その前の段階で申し上げたのは、法案の成立後できるだけ速やかに政府部内

での協議に着手することとしております、こう申し上げておりました。そして最終的に本委員会ですべて決まりましたのは、国鉄共済年金の支払いについては昭和六十四年度までの支払いに支障が生じないよう政府が責任を持って解決策を講ずる、こうお答えしております。

○米沢委員 そこでその解決策は、でき上がるというまいしょうか、解決策を見出さねばならない年次の限界がありますよ。今お話を聞きますと、六十三年度ぐらゐから支払い不能になる可能性、危機的な様相になるということでございます。少なうとも六十二年度中にその解決策が、あらゆる関係機関との合意を得てこうしますということが出てこなければなりませんので、少なくとも来年、この法律が通った後に検討されるところ、六十一、四月以降少なくとも一年ぐらゐの範囲内で結論を見出さねばならぬのじやないか、こう思うのですが、そういう時期的なめどを、一体どれくらいまでに結論を得られるか、あるいはその結論を得るためにどういう格好で合意を得られようとしておられるのか、その点について伺いたいと思ひます。

○竹下国務大臣 今、国鉄の方からお話もございましたように六十三年には危機的な状況になる。そうしますと、もろもろの法律改正も必要かもしれぬということになれば、それらの手当てをする期間を考えるといたしますと、やはり我々が結論を得なければならぬと思うのは今米沢委員の御指摘なさった六十一年度中というのではないかなというの、今国鉄共済を担当しております私の段階における考え方でありまして、そうして、それについては答申でも適当な場を設けろということになっておりますが、これについてはまさに法律案が成立いたしましたらそれは考えなくちゃならぬことだな。

ただ、私がいたっている答申の中にはいろいろな答申も書かれてありますので、担当しております私としてのいろんな考え方を申し上げてみます

が、その場はもう少し幅広く関係省庁とも相談をして設けなければならぬではないかな、そのような感じでございます。

○米沢委員 一年以内にある程度めどをつけなければならぬ、それはまさに結構だと思ひます。あとは、御承知のとおり今大臣が触れられましたように現在厚生省には年金審議会があります。大蔵省には国家公務員等共済組合審議会等があります。こういう従来の審議会の中で個別に議論をしておいたのでは合意ができるはずありませんので、やはり政府で横断的な合意形成ができるような何らかの形の、審議会と呼ぶのがいいのかわかりませんが、少なくとも各個ばらばらの意見が出てこないような形で強力に合意形成する機関としては、ある程度強力な、それで関係省庁すべて網羅した形で審議会とか検討会みたいなものが発足されるべきだろう、こういうふうに申し上げておきたいと思ひます。その点、何か御返事がありますか。

○竹下国務大臣 意見として十分承らしていただく、こういうことであらうと思ひます。

○米沢委員 いずれにせよ、今からの検討課題だといひましたも、今ある統合法を受けた財政調整計画は、見直しを迫られておられることはだれも否定し得ない事実です。そこで、政府としては責任を持って解決策を講ずるというふうに先ほど御答弁をいただきましたが、解決策として、一つの手法としてどういう解決策があるかと問われれば、いい悪いは別にしまして、私は六つあると思ひます。

一つは、現在の統合法の範囲内で、すなわち今の救済グループのみで財政調整をする。そういう意味では保険料をまた上げる。しかしこれは到底無理な話ですね。しかしやろうと思つたら一つの考え方ではある。

第二の問題は、救済グループを、共済グループすなわち地方公共団体の公共共済、農林、私学、そういう共済グループにまで広げる、そして全体で救済するということですね。これは不足額いかに

もよりますよ。不足がちょっとだったならうまく対応できるかもしれぬけれども、相当なものになつていけば共済グループだけではだめだという議論になるかもしれません。あるいは国庫負担をどれくらい出すかによつても変わってくると思ひますが、考え方としては、二つ目には救済グループをいわゆる共済グループにまで広げるといふ考え方がありますね。

三つ目には、この際、共済グループだけではなくして厚生年金まで一挙に広げて救済するといふ考え方がありますね。これが三番目。

四番目には、いわゆる国鉄年金を、現在の年金財政の金のある範囲内で支給できるようにぶつ切る、減額するといふ方法もありますね。いい悪いは別ですよ。そういう考え方もありますね。それから五つ目には、国庫負担のみで、それぞれ国にも責任があるのだからもうこれ以上ほかのグループには迷惑をかけられない、国で金を出しなさいという方法も一つの考え方ですね。

それから六つ目には、これは先ほど言いましたいわゆる共済グループで救済するあるいは厚生年金まで広げて救済する、これに一部の国庫負担という、一部の国庫負担を条件に共済グループをちよつと広げる。

私はこういう六つの選択肢があると思ひます。その六つの中で、今大蔵大臣の頭にあるのはどういうことですか。

○竹下国務大臣 これはなかなか難しい問題でございまして、私のいたっている答申をどう読むかということになります。

私のいたっている答申の範囲内で言いますと、といつてもどんぴしゃりこの一から六までに当てはまらずともお答えができないわけでございますけれども、最初私自身がよく言つておりましたのは、一、今のままでさらに今の親戚をあえて親戚と申しましよう。私そういうことをお話ししたわけでございますから、御親族の方で、できるだけ同根のところまで相談をしてということで大体やっていただいたのが第一段階でございま

す。その同根のところからさらに負担を背負い込んでやるかという分は答申で、これ以上はもうだめだよ、こういつて否定されておるわけです。

それから二番目のオール共済グループに拡大するというのは、私の言葉で言えば、ある意味において労働者連帯というものの範囲を広げていくという意味にもとれないわけでもございませぬが、一方地共済、それから厚年関係の答申等を念頭に置いていきますと、親戚づき合ひするにしても身ざれいにしていとか、おまえのところはともて親戚と見ないぞ、こういうふうにも受け取れないわけでもない。

それから三番目の問題は、労働者連帯と同時に使用者負担ももちろんございしますから、オールジャパンみたいな感じで私自身は受けとめておったのかなというふうにも考えます。

そうして今度は四番目は、これは手法としてはあり得る手法にいたしましたも、国鉄におつたばかりに給付をカットするというところでございしますから、これは到底とり得ない問題だな、こういう感じ。

それで五番目がオール国庫負担。どこのところまでで区切るかの問題は別としてオール国庫負担。これも、財政改革の立場からこれにくみするわけにもいかぬ。

そうすると、六番目は二と三と五の一部の組み合わせ、こういう御提案でございしますが、これも考えようによれば、オールジャパンと言えはまさにその分もオールジャパンのうちに入るのかな、こういう自問自答をしながら、とても大蔵大臣の能力の限界を超す問題だな、こういうことでみずからの無力さを嘆いておる、こういうことでございします。

○米沢委員 私、六つの選択肢があるだろう、まだ名案があるのかもしれないが、それ以上にそんなに名案があるはずがない、そういうところで六つ、どれを選ぶかというふうに申し上げたのでございします。

今いみじくも大蔵大臣が消去法で消されました

ように、少なくとも現在の財政調整のお世話になつておるところにそれ以上負担をかけるのは無理だ、だから一は大体だめですね。それから、国鉄年金を減額する、こんなのもまさに言語道断だという議論になりましようから、これもだめです。

国庫負担ですべてというの、これもだめです。だから、やはり残されてきますと、共済グループで救済していくのか、それともとつと広げて、厚生年金まで広げた救済をやっていくのか、その他一部の国庫負担をどう考えるのかという、三つの組み合わせで今後の検討がなされるであろうというところは予測するにやぶさかでない、そう思うわけです。

ところが、今大蔵大臣の話を聞いておりますと、この際少々国庫負担でもというところは言いたくても言えないのだらうと思ひますが、あるいはまた全然言ひたい気はさらさらないのかもしれないが、少なくとも国鉄共済救済という緊急避難的な措置をしていく場合に、単に枠を広げるだけで対応しようというの、国民の納得性はないだらう、そういう感じがするわけです。したがって、先般来いろいろ議論になつておるのは、全然国庫負担なんかを意識もしない、ただ年金の制度間だけで財政調整をやつてもらうことでこれを乗り切るといふところが氣に食わぬというのが大方の議論ではなかつたのかな、こう僕は思うわけでございします。

そういう意味で、新聞報道あたりでは、基礎年金に国は三分の一出すだけであつて、その他については一切出さなうというニュアンスが大蔵大臣の発言として出てきておりますが、そんなことはありませぬ、大蔵大臣。

○竹下国務大臣 結局こういう財政のもとにございしますと、全国民に平等の国庫負担を行うことによつてその公平化を進めているというのが今おつしやいました基礎年金に集中した考え方でございしますから、特定集団にのみ特別の助成を行うといふことは、その考え方から見ればそれに反するわけでありまして、ある意味においては、制度間に不

公平をもちたつという議論も成り立つてははいかというわけでございしますから、したがつてどのような対応をとるかというの難しい問題だなというふうに考えております。

また、かねて私どもの方へいただいておる答申を、読み方によつて読めば、公的年金一元化の方向に即して具体的な改正を行つてきたところであるから、国鉄共済年金の財政問題についても基本的にはこの方向に即した解決ということでもやらなければならぬという、私に与えられているものもろの環境の中で模索を続けておるところであります。

○米沢委員 先ほどもちよつと質問しましたように、少なくともこれは公的年金の一元化にかかわつてくるわけでありまして、我々は何も、国鉄共済が大変だから未来永劫にずっと国が別個のものとして金を出せと言つておるのではありませぬ。ただ、余りにも巨額な不足額が生じて支払い不能になる可能性がある、したがつて、緊急避難的なでも国がある程度面倒を見ろ、そのかわりに年金一元化の観点からは昭和七十年あたりに——だから、財政調整までできておるのかと私は言つたのでございしますが、最終的には七十年あたりに、もし各制度間の財政まで統合されるという意思があるならば、そこらである程度、いろいろ議論はありましようけれども片づく問題であらう、そういうふうにも考えるわけですよ。

ましてや、統合法案ができるまで待つて答申は両方の意見が併記されたように、地公共済まで広げると言つたらこれもまた大変な問題になるだらうし、厚生年金まで広げようとしたら大変な問題になつていくと思うのですよ。そういう意味で、利害関係者の納得性を得るために、ある程度国が一部負担はしましようという議論がない限り、みんなあなた方が始末してくださいという議論はいつまでも決まらないであらう。それこそ強権を発動しない限り決まらないであらう。結果的には決まらないままに、今度は国鉄の共済年金の支払不能という事態が起こつてくる可能性がある。

私は、そこまでかなりもめるものだらうと思つておるわけです。

そういう意味で、大蔵大臣としては、答弁としては物が言いにくいかもしれぬけれども、やはり一部の国庫負担を含めて枠を拡大する方向で検討する、それくらいのことでは現段階でも言えるたつちのものではないのかな、私はこう思うのです。中曾根総理も本会議の代表質問等に答えて、結局枠を広げないと救えないのですとおつしやつておりますから、枠を広げるといふのはこれからの検討の避けて通れない問題だらう、あとはそれに一部国庫負担が、金額の差もありませんよ、かなり踏み出すのか、それともちよつとなのかかわりませぬけれども、少なくとも一部国庫負担みたいなものがある程度用意されて、そのかわりいろいろと救済するグループを広げていく、そういう議論を前提にしない限り利害関係者の合意は絶対に得られないだらう、私はそう感じのですが、そのあたりの御見解を含めて、言ひにくいのはよくわかりますけれども、一部国庫負担を含めて検討するといふくらいのことでは今おつしやつてもおかしくないのではありませぬか、大蔵大臣。

○竹下国務大臣 この議論をいたしておりますと、いろいろ理由があるにいたしまして一つ一つの集団が立ち行くことができない場合は、表現は悪いわけですが、そのしりぬぐいを国庫が行うという一つの習慣がつくといふことは慎重にしなければならぬ、こういう意見も随分あるわけでございします。

またさらに、私個人が勉強したところで見ますと、今までの議論の中に、特定財源とかそんな議論も存在しております。しかしこれは、今税制問題は抜本審議をしているときに、今度の国鉄共済の救済策のことでこの議論を持ち込むわけにはもろろいかなぬのだな、こんな感じも持つて、それから国鉄共済のこれから予測されるものの中で、いわば今日までの累積債務の中にカウントされておるものも存在する、それらを総合的に判断しなければならぬことであらうというふうには思

いますが、私なりに、今こゝでおまえ言いにくだらうとおっしゃったように確かに言いにくだらうと云われていますが、そういう、言いにくだらうと言われながら御質問をしていただいておりますような議論を踏まえて解決策を講ずる、こういうようなことではないでしょうか。

○米沢委員 こんなの話をしても日が暮れてしましますからもうこゝらで切りたいと思いますが、しかしこれからの共済年金、国鉄の共済あたりが一体どうなっていくのか。現職の皆さんはもちろんのこと、これから余剰人員を整理していかねばならないという国鉄にとつては、今大蔵大臣がおっしゃったような話を聞いて、やめたくてもやめられないね、こんなのは、運輸省、どう考えますか。

○中島(實)政府委員 これから国鉄分割・民営化という改革を実施していかなければいけないわけでごさいます。これを現実していくためには、やはり現在国鉄で働いている職員、それから年金受給者であるOBに対して不安を与えないようにしていくことが大切だと思います。そういう意味におきまして、何とか国鉄の関係の年金が維持できるようにしていく必要があるわけでごさいます。十二日に当委員会におきまして大蔵大臣もおっしゃいましたように、国が責任を持って解決策を講ずるといふことでごさいます。運輸省といたしまして、大蔵大臣の御発言の趣旨に沿ひまして、関係のところに御理解を求め、努力をしてまいりたいと思っております。

○米沢委員 次に進みますが、職域年金の問題ですね。今度の改正の中身として、いわゆる公務員の共済年金制度というものは、単なる社会保険制度の一面だけではなくて、公務員制度の一面と両面からの検討をする必要がある、こういうことで公務の特殊性というのがある述べられておりますが、一体公務の特殊性とはいかがなものか、どういふ内容のものか。

同時に、公務の特殊性にかんがみて今度加えられた制度改革は一体どういふものか、簡単に御説

明にいただきたい。

○門田政府委員 いわゆる公務の特殊性という問題でございしますが、国家公務員法で、公務員は、「国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げ、これに専念しなければならない。」こういった根本のことが書いてございしますが、そういうことに伴ひましてやはり身分上のいろいろの制約がございします。職務専念義務でありますとか、私企業からの隔離でありますとか、信用失墜行為の禁止でありますとか、そういったところのものがこの特殊性の問題である、こういうふうにご認識しております。

それに対応いたしまして、どういう事柄が共済制度の中にあるのかという御指摘でございします。それはやはり何と申しましても、今回の改正案の中ではやはり職域年金相当部分というものの上積みを行ったという点でございします。そのほか、やや限定されたものではございしますが、共済年金制度におきましては、障害共済年金の給付事由となる障害が公務等による傷病である場合、あるいは遺族共済年金の給付事由が公務等による場合にございましては特別の加算が行われるとか、あるいは懲戒免職等の処分を受けた者に対しては年金の給付制限があるとか、そういった事柄があるわけでごさいます。

○米沢委員 そこで、この職域部分の年金制度でございしますが、いわゆる三階建ての部分として職域年金があるのです。これは、最終的に共済年金と厚生年金とをドッキングさせていく作業過程においては、少なくとも共済年金には企業年金的なものをセッティングしないと合意は得られないであろうと、私は従来からそう考えておりましたし、この委員会でもそんな話をしておりました。

しかし、いざこのような職域年金というのできてきますと、やはり一方では新たな官民格差ではないかという民間の議論があることもこれは事実でございします。そういう意味で私は、この際、このような職域年金について国民合意を形成するた

めには、もつと踏み込んで職域年金というものの性格、そしてどういう位置づけを持てつづけたのか、あるいはなぜ政府はこのような設計をされたのかというそのあたりをもつと詳しく説明されないと、最初の議論がうまくなされていまいと、やはり官民格差だなんて言われるはずですね。確かに、企業年金を持っておられるところは言わないかもしれませんが、中小企業で企業年金を保持していないところが、自分たちが出した税金が職域年金として上乗せされたといへば、感情的にはやはりおもしろくないというのがあるのは当たり前でございまして、そういう皆さん方を含めて合意を形成するためには、職域年金はどういう理由でつくったのだと、性格、位置づけ、そして設計の理由等々をもつと詳しく説明される必要があるのじゃないでしょうか。

その点を踏まえて御見解を示していただきたい。

○門田政府委員 今回の改正で、国民全体の基礎年金部分、それから被用者につきましてはその上に報酬比例の年金、こういう設計をいたしたわけでごさいます。なお、その中でいいますか、その上にいいますか、公務員につきましては職域的なものを積み重ねる必要があるのか、こういう議論から出発をいたしたわけでごさいます。その過程におきまして民間における企業年金の実態等を随分勉強いたしたわけでごさいます。これは実態的に非常にさまざまなものでありますが、これに給付水準、あるいは負担のあり方あるいは制度設計の仕方、いろいろでございしました。そういうものを参考としてならみながら、しかし、ただいまもお話がございましたように、公務員の身分上の制約等の公務の特殊性からやはり職域部分を積み重ねていくという結論になりました。そして、その部分につきましては、労使折半という年金原則に従っております以上、やはりその年金一階、二階、三階といえますか、その全体を通じて組合員の費用負担の限度というものを将来的にも見えていかなくちゃいかぬ。そういう職員の負担の

限度あるいは年金受給者と費用負担者の世代間のバランス、そういうことを考えまして現在の改正案にありますような職域年金を設計した、こういうことでごさいます。

○米沢委員 そういう言い方は、少なくともそれじゃ何でこんなのができたんだ、官民格差じゃないかと言われる人にとつての答えになりません。私はそう思いますよ。例えば官民格差だと言われる理由は二つあるのです。

一つは、御案内のとおり民間の企業年金というのは、現在のところほとんどこれは退職一時金をくわえ込んでつくられておるといふ事実ですね。確かに、企業内容のいいところは企業がその原資を出して年金をつくるというものは見受けられますが、これはもう圧倒的に少ない割合ですね。大部分は、退職一時金そのものを出していったら大変だということ、それを逆に年金化して支払いを少しずつ繰り延べてきた、そういう背景の中からこの企業年金ができたという経緯もありまして、実際民間はいわゆる退職一時金の一部をくわえ込んでの年金制度でございまして、まさに内数なんですね。退職金の内数になつておる。こういうところがあるわけですね。

ところが、この出された職域年金部分というのは退職金の外数です。その上また、官の退職金の水準は民間に比べて高い。特に地方公務員の場合高いと言われている議論の中で、またその上に職域年金をつくる、それも退職金の外数として加えられるということは、やはり民の立場からすれば官民格差だとおっしゃるその気持ちに私はわからぬでもないわけですね。そういうものに対して今のあなたの答えは全然なっていない。そのあたり、そういう議論がなされたときに一体どういふふうにあなたは説明されるか、もう一回、私は再答を願いたいと思つたのです。

同時に、もう一つの問題は物価スライド制です。今度の職域年金部分は物価スライド制がついておりまして、これは大したものですね。これは私は、物

価スライド制結構だと思っておるのですがね。しかしながら、企業年金あたりは、物価スライドがついておるのは本当にほばないと言ってもいいぐらいでしょうね。あとは、何年か後に見直すとかぐらいいいとおるだけで、物価スライドあたりは実際はないというのが普通のあれなんです。

したがって、官と民の議論をする場合には、そういう退職一時金をくわえ込んだ年金制度とか、あるいはスライド制とこれな企業年金、そういうものが民の、いわゆる企業年金の全体像だと私は思うのです。その全体像との比較において、やっぱり職域年金はこうつくったけれどももつと説明がなされない、私は新たな官民格差の議論にそのまゝ火をつけていくんじゃないか、こう懸念をするわけでございます。職域年金はけしからぬと言っておるんじゃないやしません。職域年金をそういう皆さん方にわかつてもらうという議論をもつてもらわないと、余りにも不親切で、余りにも官僚的な答弁ではないかな、私はこう思うのです。

例えば中小企業あたりで退職金が本当に少ないところは、逆に会社が全部金を出して一時金の年金制度をつくるというのはありますよ。これはまさに企業が一律に払えないからなんです。したがって、繰り延べをして払わしてくださいという形で企業年金ができた。ところが今度の場合は、そういうところの企業で働いておる中小企業の皆さん方というのは、そういう意味でこれを見たらやっぱりうらやましいと思うわけですね。そういう人に対してあなたもつと親切に答えてもらわなければいけませんね。

○門田政府委員 民間企業の場合と公務員の場合を論じるときに、民間の方は非常に経営内容のいい企業、それからまた中小企業等で非常に苦しい企業、そこはやはり実態に非常に差があるわけでございます。まあ公務員の方は、そういった民間の全体的なものをにらみながらある平均的なもの

でいろんな制度を設計していく、こういう観点がございますから、民間の恵まれた立場の人からはともかく、恵まれてない立場の人からは公務員はいいではないかということ、賃金の問題等につきましてもそういう議論も一方ではあるわけでございますが、しかし公務員の実態というものをみますと、やはり賃金にいたしましてもそう恵まれておるわけではございませんし、また先ほども申し上げましたように、身分上の制約というものもなかなかきつものがあるわけでございます。あるいは、そういう私企業のものから非常に離れた状態で公務に尽瘁しなさいかぬ、こういったこともあるわけでございますから、その点はやはりそういった特殊性の上に立った観点というものをひとつ御了解いただきたいと思うわけでございます。

それからまた、年金額がその分だけ多くなるから恵まれておるという見方もありますが、これも保険制度の上に乗っかっておるわけでございます、やはり本人の掛金負担もそれだけ多いわけでございますから、そこところは保険制度としての議論であつて、丸々何か公務員が得をしていくということではないのではないかな、こういうふうに考えます。

いずれにいたしましても、退職金の問題も含めてトータルでこういうものは考えなくちゃいかぬという観点、まことにごもつともであると思ひますが、現段階におきましては、私どもとしては、こういう公務の特殊性の上に立ちましてこの程度の年金設計ならばお認めいただけるのではなからうか、こういう考えでいるわけでございます。

（熊川委員長代理退席、委員長着席）

○米沢委員 この議論も、国民の皆さんが今おっしゃったような話を聞いて、門田さんのおっしゃるとおりだと言ったかどうかわかりませんが、まあこれも水かけ論ですからここでやめたいと思ひますが、今いみじくもおっしゃいましたように、今度の職域年金部分は社会保険だ、こうおっしゃいましたね。

御案内のとおり、従来からそうでありましたが、今度共済年金は職域年金部分については禁錮刑、懲戒免職などによって支給停止あるいは一部支給停止がある、こうなっていますね。これはいわゆる公務の特殊性だろうと思うのです。公務の特殊性で職域年金についてはこういう禁錮刑とか懲戒免職などの場合はカットするあるいは一部カットするということでございますが、社会保険制度にそんなのがないんですか。あなた方がすべて金を出したんだらばこんなこといいですよ。ところが、出している分があるのですから、出した分までカットするなんて、そんな権利がどこにあるのか。

○門田政府委員 ただいま懲戒処分等による給付制限というお話でございますが、これにつきましては、公務員等共済年金のうちの職域年金相当部分につきましては、国家公務員等の職務の能率的運営に資する目的と相入れない法令違反行為等に対しましては一定の給付制限を行うということにいたしているわけでございます。

これはやはり、そういった公務員制度としての目的から来ておるわけでございます。従来は年金額全体につきましてそういった場合に支給制限があつたわけでございますが、それは適当でない、やはりそういった公務員制度の一環であるところの職域部分に限ってそういう措置は行うべきであるということに今回は整理をいたしておるわけでございます。

○米沢委員 これは厚生大臣に聞きたいのですが、社会保険制度というものと、公務の特殊性という理由があれ支給停止ができるということとはなじむんですか、なじまないのであるんですか。なじむとすればどういう根拠があるんですか。

○増岡國務大臣 国民年金、厚生年金の場合にはそのような規定はございません。

○米沢委員 厚生年金にそんなのはいふのは知つてますよ。あなたは年金担当大臣でしょう。社会保険制度というものを前提にして、幾ら公務の特殊性があろうとはいへ、このような禁錮刑、懲戒免

職—それは感情的には仕方がないという気持ちがあるにせよ、理屈的に社会保険制度をカットする権利はどこにあるんですか、どういふ権限法があるんですか、こう聞いておるのです。社会保険制度とはそんなものですか。あなた方がみんな出さんならいいよ。お互いに掛金を半分ずつ出し合つてつくった社会保険制度の年金を、こういう理由によって、幾ら公務の特殊性があるからといって削る権利があるかということだ。根拠法を教えてください。

○吉原政府委員 私からお答えるのが適當かどうかわかりませんが、純粹の社会保険制度ということであればそういう理由でカットするのは難しいかと思ひます。ですから、もし理由があるとすれば、職域年金部分が社会保険的な色彩、性格も持つておりますけれども、ほかの理由、公務の特殊性ということを言っておられますけれども、そういう要素を強く考えない限りはあつた措置というのは、妥当性といひますか、理由が難しいんじゃないかというふうに思ひます。

○米沢委員 今の議論をなすほどさうだと聞いたとしても、今度あれだそうすね、遺族の禁錮刑、あれも支給停止になるんだそうすね。遺族まで及ぶんですか、公務の特殊性というやつは、公務員の一族郎党は、みんな公務の特殊性でまじめにまじめにやらなければいけませんね。どういふことですか、これは。

○門田政府委員 遺族の問題につきましては従来からそういうふうなことで推移してまいつておるということ、今回特に何かしているという問題ではないわけでございます。

いすれにしても、従来は年金額全体につきまして懲戒処分等の場合にある一定の給付制限があつた、これは妥当ではないということ、今回は非常に限定されましたところの職域年金部分についてだけそういう措置をするというふうに改正をいたしておるわけでございます。

○米沢委員 従来の全体の共済年金から今度は一部の職域年金のカットだ、したがってある程度緩

和されたというふうには言いたいらしいですが、それはそれとして結構です。公務員の本人が禁錮刑になったりあるいは懲戒免職になったならば本人の責任ではない。しかし、その遺族まで禁錮刑に処せられたらその職域年金部分がカットされるというのは一体どういうことですか、そのことを聞いておるのです。遺族について公務の特殊性が及ぶということはどういう理由なのですか。そこまで権限があるんですか。

○田政府委員 従来から御説明申し上げておりますところを申し上げますと、禁錮以上の刑に処せられた者が遺族年金の受給権者である場合においても、そういうかつて公務員であった者の家族といひますか、そういう人があるいは刑事事件に關連し刑に処せられるということは、広い意味で公務員等の信用失墜という行為、こういうふうにかまえて、本人に対する場合等を勘案しながらそういう給付制限を従来から行つてまいつておる、こういうことでございます。

○米沢委員 それは、昔からあつたからそれが理由があるなどという議論じゃないですよ。先ほどから申し上げるに、社会保険制度そのものをカットすることでは、公務の特殊性という意味から幾ら理由があつたとしても、お互いに掛け合った金をおまへにはやらないということ自体問題ではないか。その上今度は本人だけではなくて、公務員の遺族まで範囲を広げて支給カットをするなどというのは、どこを見ても正当性がない議論ではないかと申し上げておるのです。昔からやつておつたから正しいなどという議論じゃない。それは昔から正しくなかつたんだ。大蔵大臣の御見解を聞きたい。近代国家か、日本というのは。

○竹下國務大臣 私も今問答を聞いておりませんが、いわゆる罪九族に及ぶのじやなく、公務員の遺族の方が悪いことをされた場合にただけでない、こういうことでございませう。本人が悪いことをして、したがつて遺族に罪が及ぶのじやなく、

遺族が悪いことをした場合、その遺族がもらえない、こういうことでございませうから……(米沢委員「遺族は公務員なの」と呼ぶ)いや、公務員じゃない、遺族は公務員なの、と。遺族であつても、悪いことをした人に差し上げないということは、やはりそれなりの正当性があるのじやないか。

○米沢委員 そんな議論をされたら、今度は厚生年金だつて、本場に遺族にはやらないよという議論に累が及ぶ可能性があるのです。したがつて、そんな議論が正しいなどと言われると、その正当性を主張されて厚生年金だつてみんなやらないよという議論になつて、これは困るのです。逆に、答弁に困るようなことはやめたらどうですか、大臣。

○竹下國務大臣 いや、厚生年金部分は差し上げますが、いわゆる三階部分を差し上げません、こういうことでございませうから、それなりに理屈はつきのじやないかな、私はそんな印象を受けております。

○米沢委員 公務員本人が悪いことをしたならわかりますよ。ところが、遺族というのは公務員じやないんでしよう。公務員じやない人が何で公務の特殊性を適用されるのですか。

○田政府委員 御議論いただいています対象でありますところのいわゆる三階部分、これ自体が公務の特殊性というところから発しているわけですから、この分に限つてはそういうことになつておる、こういうことでございませう。

○米沢委員 これも水かけ論になりますが、こんなのはこの際削除すべきだ、少なくとも遺族の部分については削除すべきだと私は思います。これは今後の議論にしましう。

それからも一つ、これと類似する話になつていきますけれども、私学共済とか農林共済とかN T Tの共済は、支給停止はどうなつていますか。○田政府委員 地方公務員の場合は国家公務員の場合と同様でございませう。私学、農林の場合は、禁錮以上という場合について法令違反がありましたら同様のことを考へているという状況でございませう。

○米沢委員 ここでも既に、私学などというのは公でない人がおりますね。私学は公務員じやありませんね。農林の団体の職員だつて、これは公務員じやありませんね。N T Tはこの前民間になつたばかりですね。これが何でまた公務の特殊性が出てくるのですか。これもまた矛盾じやありませんか。それこそそんなのは取つたければおかしなじやないですか。根拠があつたら言つてください。根拠もなしにかつたらわかれなかなわぬよ。

○田政府委員 私学、農林とか、そういう公務員でない場合になりますと、結局その根本に返りまして、厚生年金の制度でいくのか共済の制度でいくのか、そういう選択の問題にならうかと思つてございませう。厚生年金の方は厚生年金の一つの体系で物事をつくつておる、共済の方は国家公務員に準じましていろいろな制度をつくつておる。そういうときに、共済のグループに入りまして共済の適用を横並びでやつてまいらう。

厚生年金の方であればそれらでいく。その中のこの部分のこの部分、これは取る、これは捨てるというやうなことはいたしませんで、どちらのグループでいくのかというのが私学や農林の場合にはまず根本の問題としてありまして、共済に入りますとやはり共済の制度の適用を受けている、こういうことかと思ひます。

○米沢委員 どちらを選択するかから始まると言ひますが、例えばN T Tなんて、何も共済を選択したんじやありませんね。強制的に無理押ししてこの中にはめ込まれたのでしう。無理してはめ込まれた人まで今度は、公務員の特殊性にかんがみてできたやうな職域年金、そして、それもまた公務員と同じように同列にカットする事由があるなんというののは詭弁だと思ふ。あなたの頭の中には法律しかないのですか、法律が先にあるわけですか。その運用においておかしかったら、こんなのは変えなければおかしいです。

そんな理屈をおっしゃるならば、例えば国鉄だつて公務の特殊性があるわけでしょう。それは職域部分なんか設けられてないわけだから、法律

でやるならそれにも認めなければいかぬじやないですか。手前勝手に理由をつけられたら困りますね。

この法律でやるんだからN T Tも仕方がない、農林も私学も仕方がないとおっしゃり、その中に入つてはいる国鉄はつけませんなんて、そんな矛盾はないですよ。法律がそうなる、いわゆる共済なら共済の法律をグループでやるならば民だつて仕方がないのですとおっしゃるならば、まさに公である国鉄に何で職域部分をつくらないのですか。そのときは金がないから仕方がないと、余りにも勝手じやないですか。都合のいい理由をつくつて、つけてみたりつけてみなかったり、こんないいかげんな、不統一な年金制度はないですよ。もつと論理を一貫したらどうですか。

どう見てもわからぬな。公を持つてはいる国鉄は職域はつきりませんなんて言つておつて、その理由はお金がありませんからと。こつちの方は、この国共済の法律で縛るのですから同じ公の特殊性を民にまで及ぼせる、遺族にまで及ぼせる、こんなばかな話がありますか、本場に。頭のいい人の答弁じやないですね、これは。もう本場に整理してみてください。国共済等の法律でやるから民であるN T Tも仕方がございませんとおっしゃるならば、それならその一員である国鉄は一体どういうことですか、おかしいじやないですか。

○田政府委員 先生の御意見はよく考えなければいかぬと思ひますが、ただ一つだけ申し上げたいと思ひますのは、国鉄共済の問題はちよつとまた次元が違つてございまして、これはいわゆる統合法をちよつといたしまして昭和六十年からいわゆる財計計画の実行に入つたわけでございますが、その話をとりまていきます過程で、その前に国鉄共済の給付水準が高過ぎる、これまで高過ぎました、負担と給付が見合つてなかつた、特に退職前最終一カ月というやうなことがありまして、その辺を是正しないとうやうなものがない、こういうことがあつたわけでございます、その辺の是正を図りました。そして既裁定の

国鉄共済年金の受給者につきましても、昭和五十九年度以降、大体一〇〇程度というものをめどにいたしまして年金額のスライドを行わないという措置を設けてやってまいっている、現にやっておりますわけでございます。

こういう状況から考えまして、今後とも財政調整を受けている間の国鉄共済につきましても、職域年金部分を増しますと共済組合員等の負担も増すわけでございますし、国鉄の方の負担も増すわけでございます。また、これを助けておる他の組合員からの批判もあるわけでございます。ひいては財政調整事業の円滑な実施にも支障を来すといふことがございまして、国鉄共済につきましても厚生年金水準を確保していく、こういうことでまいつておるわけでございます、これはちよつと次元が違う話かと存じます。

○米沢委員 都合のいいときだけ次元が違うんだと言つても困るんだ。例えばNTTなんか、何も好きこのんで救済しているんじゃないよ。それも民間だよ。一方で公務員の特給性に応じたような格好で一律に公務員並みに扱われて、それで民そのものの厚生年金を期待したら、だめだ、こつ言つて。国鉄の方は統合法に乗つておるから次元が違うんだとおっしゃるけれども、NTTなんというのは頼り込んでおつて、たわけじやありませんよ。無理やり入れておつて、それにまた公務員の特給性を押しつけるなんて、二重にいいておるようなものじやありませんか。せめて、例えばNTTあたりなんか、職域年金部分は自分たちでつくらせてくれというのを認めたらそんなことわかるよ。財投の議論と全く一緒だな。取るものは取つて出さない、確実に運用さして高利には回さない、矛盾ばかりその財調の中に抱え込んでしまふ、年金制度は全くそのとおりじやありませんか。本当に趣旨一貫するならば、NTTの職域年金部分くらい独自でセツトさせたら、それを許すくらいならわかるよ。それもみんなさせない。あれもさせない、これもさせない、都合のいいとき金だけ出せ、遺族にまで累を及ぼす。

何かおかしいよ、こんなの。どういふことなんだ。いろいろな理屈を言われてしどろもどろ答えられる。それはよくわかるけれども、少なくともどなたが聞いておつても趣旨一貫していないな、これは僕が頭が悪いせいじやないな。大臣、どうですか。

○竹下国務大臣 国鉄共済の救済の際のいわば当時の電報、専売、国家公務員でお話し合いをいろいろ詰めていきますときには、今申ししておりますように給付水準が高い、安いといふのをお互いであげつらうといふのは余りみつともいいことではないけれども、現実そういうことになつておるではないか。しからは我々も我々なりに仲間としてお互いが提出するから、ひとつあなたの方はこの辺は遠慮されたらどうかという、表現は適切でございませうが、こういうことくらいは自主的にお考えになつたらどうか、こういうようなことでの問題はあの際話がついたわけでありませう。

それから二番目の問題につきましても、これは私もへ理屈かなと思つて反省しながらも自問自答しましたのは、もともとが公務員であつた方がそれぞれ電報へいらして、あるいは専売へいらしておつた、それは今やまさに民間でございませう。したがつて公務員の特給性といふものの延長線上に職務の特給性として存在するのかな、こういう感じが公務員の特給性として存在するのかな、もともとが公務員の人延長線で職務にお入りになつたわけでございますから、そういうことで同じような仕組みであるのだな、こういう感じでありました。

ただ、今おっしゃいます三階建て部分は自主的にやらせればいいじやないか、この議論もございしました。しかし総じて、我々もいわれる国家公務員等共済組合の中で将来も生きていこう、位置づけをしていこうといふことは、当時、労使とねにおむね賛成をいただいた。何かその中へ力でおねじ込んだという印象までは私は持つておりませう。

○米沢委員 政府がこの議論の中で趣旨一貫されるならば、NTTとか日本たばこ産業株式会社とか、民に移つたところは職域年金は独自設計してください、それが一番素直ですね。同時にまた、もし公務員の特給性に依つて社会保険制度まで手を突っ込んで支給停止をするというならば、あなた方だけで金を出さない。国庫の負担だけで職域年金をつくりなさい。それならばそれは勝手にしていいよ。その議論が一貫するのです。それをいろいろ理屈を言われたつて、わからぬな、そんな話は。どう聞いたつてわからぬな。余りに手前勝手だと僕は思う。そんな話を聞いて、次に質問せよといつても無理ですね、もう余り時間もありませんがね。

私は、そういう意味で再度聞きますよ。NTTや日本たばこ産業株式会社がもし独自設計したいとおっしゃるならば、それを深く認めること。公務員の特給性に依つてカットしたかつたら、職域年金部分はみんな国庫でやりなさい。この二つ、約束してください。

○門田政府委員 誤解があつてはいけませんのできちんとして申し上げておきたいと思ひますが、NTT等につきましても、自給年金でありますとか税制適格年金でありますとか、そういうものの設計の可能性は法律上も現在あるというふうに私どもは考えております。

それから職域年金部分の話でございますが、これは労使で出しているものでございまして、その範囲の中でどういふ支給制限の仕方をするか、これは政令の問題でございまして、きょうの御意見も十分頭の中に入れて対処したいと思ひます。

○米沢委員 しつこいようで恐縮ですけれども、NTTや日本たばこ産業株式会社が民間になつたんですから、独自で企業年金をつくるのは当たり前です。できるというのは当たり前の話です。わざわざ掛金をこちらまで職域年金部分に出して、その結果いろいろと制約を受けるのはかなわぬとおっしゃるならば、抜出したらどうですかと言つては、民間なんだから。

○門田政府委員 将来の方向といたしましては、NTT等の共済の扱いをどうするかという問題が一つ残つておまして、これは法律の中でも制度再編の際に改めてそこところは考へるといふふうを書いてございまして、そういう方向での今後の対処かな、こういうふうにご考へております。

○米沢委員 これは幾ら議論しても、ああそうですかと言いたくありません。時間ももうほとんどありませんから、切りのいいところですから、次にまた質問を残しまして、これで終わりたいと思ひます。

○越智委員長 正森成二君。

〔委員長退席、堀之内委員長代理着席〕
○正森委員 共済年金法案について質問をいたします。国鉄問題についても伺いたいと思ひますが、運輸大臣等の御都合がございまして質問の後半にさせていただきますと思ひます。

まず大蔵大臣に伺ひます。今までに同僚委員から質問がございましたが、厚生年金のみならず共済年金におきましても、年金財政の将来を考へていく上においては、その積み立てですね、それをどのように運用してどれだけの利息を上げるかといふのは非常に重要な問題を財政上持つと思ひますが、いかがですか。

○竹下国務大臣 これは運用利回り等が有利であれば、場合によつては掛金を減すとかいろいろな、それこそ運用利回りによつて負担の面等に対して影響がある場合もあり得ると思ひます。

○正森委員 そこで、まず先に厚生省に伺ひますが、たしか厚生省の年金局は、昭和五十九年度国庫・厚生財政再計算結果といふものの中で、第七章で収支試算をしてはいるはずであります。その収支試算では、賃金上昇率、消費者物価上昇率、積立金の運用利回りをどのような前提に置いて計算しておりますか。あなた方が採用した、丸印をつけられた標準的なケースについてお答えください。

○坪野説明員 五十九年の財政再計算におきましては、いろいろと計算の前提としては要素がございします。主に人口学的な要素とかあるいは経済的

な要素とかいろいろございますけれども、今先生お尋ねの件につきましては経済的な要素だと思ひますけれども、年金の改定率というものを五%、運用利回りについては七%ということを一応標準的なケースとして使っております。

ただ、一通り計算したということではなくて、いろいろなケースについて計算して、あくまで収支見通しという形で出しているのは標準的なケースでございます。

○正森委員 要らないことを答えずに私の聞いたことに答えてください。あなた、私の聞いたことに答えてないじゃないですか。改定もお答えになるのは結構ですが、賃金上昇率幾ら、消費者物価上昇率幾ら、積立金の運用利回り幾らで標準的なケースとして計算したか、こう聞いているのですよ。その三つについて答えてないじゃないですか。

○坪野説明員 毎年の物価上昇という点にございましては、これを年三%ということで一応の試算はしております。ただし、五年ごとに財政の再計算があるという前提を置いておりますので、五年ごとに賃金と物価との差というものを年金の改定率として新たに織り込んでおります。

○正森委員 そんなに聞かないことをいろいろ答えていくのです。そうすると、私が言ったように、賃金上昇率五%、消費者物価上昇率三%、積立金の運用利回り七%なら、積立金の実質運用利回りは幾らになりますか。――百七を百三で割ればいいんだからすぐ出てくるでしょう。

○坪野説明員 実質という言葉がいかにどうかはわかりませんが、計算をするに当たっては百五分の百七ということが適当かと思ひます。

○正森委員 だから、それが幾らかと聞いているのですよ。――厚生省は態度悪いじゃないか。実質金利なんというのは大蔵省だつて使っているし、百三分の百七になるでしようと言つたら、それが幾らかと聞いているのに実質金利という言葉がいかにどうかわからぬとか、私の言つた百三分の百七になるとか言つて答えを渋つておる。一々

まともに答えないじゃないか。そんなふらちな態度で質問できますか。何で質問に答えられない。後に自分に不利なことがあると思つていろいろぐずぐず言つておるのか。まともに答へればいいじゃないか。委員長、注意してください。

○坪野説明員 百五分の百七ということでございますので、一・〇一九ということになりますので、一・九%でございます。

○正森委員 百五分の百七、そんなばかなことがあるか。百三分の百七なら話がわかるけれども、百五分の百七というのは、実質金利についてどうしてそんなことを言うのですか。消費者物価上昇率三%ですよ。積立金の運用利回りは七%にしてののですよ。百三分の百七じゃないですか。それがいつの間に百五分の百七になるのですか。厚生年金のことを聞いているのですよ。

○坪野説明員 物価三%ということと運用利回り七%ということでしたら、百三分の百七で三・八%ということでございます。

○正森委員 これが厚生省の数理課長ですわ。私みたいに法学部出身で中学の数学に毛の生えたことしか知らぬ者でも、実質金利といへば積立金の運用利回りの百七を消費者物価上昇の百三で割る、そうすれば端数が出て三・八八。切り上げれば三・九になるのですが、三・八でもいいです。それをわざわざ百五分の百七だといつて間違えて、そして一・九だというような答をする。それで数理課長か、あんだ。

厚生大臣、こんな数理課長じゃ役に立たないのじゃないですか。あえてここで首にしろなんて言わないけれども、答弁の態度といい数学の知識といい、おおよそ数理課長にはふさわしくない人物じゃないですか。そんな人物に何も短い時間で答えてもらわなくてもいいのです。しかも、後で言いますが、今の答弁には、もしこちらが知らなければ詐欺的にひっかけたやろうという物すごい卑劣な魂胆があるのですよ。今度大蔵省に伺いましよう。大蔵省も同じように計算しているでしよう。大蔵省は制度改革後の

収支の見通し、こういうのを計算していますね。それではあなた方は消費者物価上昇率は幾らで運用利回りは幾ら、実質金利は幾らに見ているのですか。

○門田政府委員 私どもの計算も、議論が統一に行われた方がいいということだけではございませぬが、前提はそろえてございまして、運用利回り七%、給与改定率及び年金改定率年五%、物価三%でございます。

○正森委員 いいかげんなことを言つたらいいけませんよ。

○門田政府委員 間違えました。物価は五%でございます。

○正森委員 実質の運用利回りは幾らになるのですか。

○門田政府委員 運用利回り、年七%が名目でございまして。したがって、百五分の百七ということで一・九%でございます。

○正森委員 今聞きいただいたように大蔵は実質運用利回り一・九、つまり運用利回りは同じ七%だが、物価上昇は五%ですから、百七を百五で割れば一・九になるのです。ところが厚生省は、運用利回りは同じ百七だが、物価上昇は三%、つまり百三で割れば三・八ないし三・九ということで、違ふのですよ。数理課長は数学は弱いけれども、質問者が何を問かうとしているかを察知する好知にはたけておるから、自分は三・八か三・九で大蔵省が一・九なら、将来の年金財政に重大な関係がある実質運用利回りについて差異があるのはおかしいじゃないか、こう聞かれるであらうということをお察したから、正森成二は法学部出身だから簡単な二けたの数学でも間違ふだろう、そう思つて一・九だ、こう言つて答えておるのです。私がそれにこまかさういふことになるのです。厚生省という役所は人民の代表である国会議員を口先三寸でだまくらから、それが数理課長の役目であるということになれば、こういう役人に国民の税金から給料を払つ

ておるといふのはおかしいじゃないですか。大蔵省、厚生省、こういう五カ年計画のことだと言ふかもしれないけれども、その五カ年計画の案で今から三十年、五十年先をずっと見通して収支計算をつくつてこの案を出しておるのじゃないですか。それが実質金利で片や三・九、片や一・九といつたら二%も違ふ。あなた方、二%違へば二十年、三十年、五十年でどのくらい違ふか知つていますか。物すごく違ふのですよ。こんな矛盾をしておつて、どうしてこんな法案もともに審議できますか。おかしいじゃないか。完全な矛盾じゃないですか。

○坪野説明員 年金の計算におきましては、先ほどから申し上げておりますように実質金利という考え方をとっているのではなくて、あくまでこれは計算の前提でございまして、物価が三%上がり、あるいは五年ごとの財政再計算のときに賃金の仮定をしております五%の取り戻しをスライドで行い、そして名目的な運用利回りを七%にしているということでございますので、先ほど大蔵省の方からお答えになりました数字との矛盾は年金の計算においては無いというふうに思つております。

○正森委員 またいいかげんなことを言うのですね。大蔵省も厚生省も賃金の改定は五%、したがって、年金の改定も五%という点では同じなんです。けれども、その前提になる議論が、片や厚生省は物価上昇は三%であると思ひ、大蔵省は五%で見るといふことになれば、実質的な賃金だつてうんと違つてくるわけでしょう。それから今大蔵大臣がいみじくも認められたように、将来の厚生年金財政を考えるに当たっては、私は二十日ほど前に予算委員会でお話したのは、私は二十日ほど前に年金の積立金は四十八兆円もあるのですよ。それを実質金利三・九で運用するのが一・九で運用するのでは物すごく違ふじゃないですか。頭の中でちよつと計算しても一年間に約一兆円違ふじゃないですか。現在でもそうだから、それが五年、十年、二十年と重なっていけば莫大な

頼りないですか。それなのに、大蔵省と厚生省とは違ひがございせんなんて、事年金の将来を論ずるこの大蔵委員会で、よくもそんなことを数理課長ともある者が言えるものだな。何の数理を考へておる。おかしいじゃないですか。

○坪野説明員 国民年金と厚生年金におきます財政再計算におきましては、先生よく御存じのとおりでございまして運用利回り名目七％、それから物価はいろいろなケースがございましてけれども一応三％、賃金は五％という仮定を立てております。ただし、年金といひますのは長期にわたつての財政を見るわけでございまして、法律で決まつておりますように五年に一回見直すということになつておりますので、いわゆる過去四年間の物価上昇、それから過去四年間の賃金上昇率、この差を財政再計算のときに今までは調整していたわけでございまして。そういうことを前提に置きまして財政再計算をしておりますので、運用利回り七％、それから賃金上昇率五％、物価上昇率三％で年金の財政再計算をしていふということ、大蔵省が言つております名目の運用利回り七％、賃金の上昇率五％、それから物価は五％とおつしやつたのかもしれせんけれども、五％ということとはどこが違ふかというところ、厳密に言いますと再計算と再計算の間におきましては多少の差はあります。しかし、再計算を行った時点では、これは私たちが数理的には同じになる、ニアリーイコールになるというふうには理解しております。

○正森委員 数理課長が今までに六、七回出てきましたが、その中で一番まともな答弁で、やうと中央官庁の役人らしい答弁になつたと思うのです。ね。その中でも、ちよつと違ふというやうなことを、ちよつとじやないのです。うんと違ふのです。違ひがある。初めはないなんて言つていたのですが、私が少し大きい声を出したら違ひがあるというところは認めた。今度はどこへ逃げたかというところ、五年間のことだから大したことではないんだ、五年たつたらまた見直すんだ、こう言うのです。しかし、あなた方が出してきたこれは、五年間

だけじやないでしようが。もちろん五年たてばまた見直すでしようけれども、その五年間の数字を仮に三十年、四十年、五十年延ばしてみても、そしておおよその姿を出したものでしようが。だから結論についてはこの五年間の差、難しい言葉で言へばシェーレがずっと広がつていくという格好になつてゐるので、やはりこれは大きな影響があるというやうに言わなければならぬと思ふのです。ね。厚生省はもういい。

今度は大蔵省に答えてもらひましょうか。どうして大蔵省のこの計算が年金全体についての主管庁である厚生省と違ふというやうなことになるのですか。なぜ運用利回りの実質金利が一・九なんですか。もし三・九で計算すれば、大蔵大臣が最初に認めたやうに、運用利回りが出てくるんだから、給付についても、特に保険料率についても変化が出てくる余地があるじやないですか。なぜ大蔵省は異なつた計算をしたのですか。

これはどちらかといへば、責められるべきは厚生省ではなしに、厚生省は先にそういう計算を出して厚生年金の改定をやつたんだから、後から出した大蔵省が共済年金についてなぜそういう異なつた前提を置いたのかということがやはり問われなければいけないと思ふのです。

○門田政府委員 国家公務員の共済の方は、連合会等でこういう作業をいたすわけでございまして、実はその計算をいたしますプログラムが厚生年金の場合と違つておりまして、私どもの場合はいわばこういう形で、カーブでもつて計算していきつたというプログラムになつてゐるわけでございまして。厚生年金の方はこう刻んでゐるわけでございまして、こういつてまた上がるといふことで、そこはちよつと作業上こういうことしかできなかったというところでございまして。

○正森委員 今の答弁は、この会場におられる人はわかつたやうなわからぬやうなことですけれども、速記で見ればさつぱりわからぬ答弁です。私は、門田審議官は非常にまじめな方で精いっぱい、まじめに答へられたと思ひますから、こんな格好

で示したことを、速記には残らないが階段的に上がるというふうに言われたんでしようが、どうこう言おうとは思ひません。

しかし門田さん、あなたの善意を認めるにしても、これが厚生省の実質金利が三・九で、大蔵省が階段式にやつたんだから三・五になつたとか言うのなら、これはそういうぐあいになりましたと言つてもさうですかと言へるけれども、前提がそもそも、厚生省は物価上昇率が三％、大蔵省は五％というふうになつてゐるわけでは。そうすると、あなたの手でこういうおもしろい格好をされたのですが、階段式に変化するといふのは必ずしも関係がないじやないですか。階段部分はしたがつて三角形ですね。その部分がずれていくといふことは、これはわかりませんが、大蔵省の数理にお強い方が実は私の部屋へもおいでになつて御説明になりましたから、それはわかりませんが、前提が五％と三％で違ふといふことは、これは非常に意図的な、あるいは極めて明白な違ひじやないのですか。

○門田政府委員 私ども別段の意図があつたわけではございせん、本当にプログラムの設計が異なつておるわけでございまして、給与改定率及び年金改定率は同数値の年五％、こういう前提を置きませんと、その水準自体はいろいろあり得るわけですが、そういう置き方をしませんでした、今申し上げましたいわば曲線で出ていきます私どものプログラミンングの方にうまく乗らないといふことでこういうことをいたした、そのほかの点は極力合わせていこう、こう努力したわけでございまして。

○正森委員 門田審議官の答弁を聞いてみると、何かこれ以上言うのが気の毒なんですけれども、しかし物価上昇率を片や三％と見てゐるのに大蔵省は五％と見て、そのために実質金利が二％も違つてきてゐるというところに対する答弁として、今の答弁は何ら答弁になつてなかつたというやうに言わなければならぬと思ふのです。それで委員長、こういうやうに主務官庁の厚生

省と共済の主務官庁の大蔵省が大前提の数字がこんなに違ひ、将来の年金の積立金の運用利回りについても非常に違ふといふ中で、何十年か国家百年の大計を考へる年金制度の改正が論じられるといふのは非常に遺憾でございまして、さういふ点についてきょうお答え願へないなら、もう少し筋の通つた御説明ができるようにぜひお願いしたいと思ふのです。

それで、そのことだけ言つておきますと、きょうは各党の第一番目の質問者は二時間質問するといふことになつておりますので、本来ならここでとまつてもいいのですが、それでは失礼だと思ひますから……（発言する者あり）いいですか、とまつても……（沢田委員「休憩して、調整して答へてもらつて……」と呼ぶ）

○堀之内委員長代理 ちよつと速記をとめて。

（速記中止）

○堀之内委員長代理 速記を始め。

坪野数理課長

○坪野説明員 大蔵省の門田審議官と意見を交換しましたけれども、結論的には、私たち厚生省が国民年金と厚生年金で計算しております名目運用利回り七％、賃金上昇率五％、それから物価上昇率三％という標準的なケースと、大蔵省の共済課で計算いたしました運用利回り名目七％、賃金上昇率五％、そして物価上昇率五％といふことについて、先ほど申し上げましたやうに、再計算と再計算の間においては多少の違ひはございまして、五年ごとには調整され、長期についての差異はほとんどございせん。

（堀之内委員長代理退席、熊谷委員長代理着席）

○正森委員 ああいう答弁をされますと、それは五力年間にはつきりと差異がある、しかし、その五年先にはもう一遍計算し直すのだから差異はないと言つておるのだけれども、しかし五年間は差異があり、しかもそれをもとにしてつと延ばしているのだから全設計に差異があるといふのは非

常にはつきりしているのに、ああいう答弁でそのまま続けるというわけにはいきませんな。もう少し納得のいく説明ならいいですけどね。

○坪野説明員 先ほど門田審議官が、こういうふうな図を書いて御説明されたと思うのですけれども、どういふことかといいますと、スライドを何に求めるかということだと思ふのです。実質と名目利回り、それからいわゆる年金改定率を何で求めるかということだと思ふのです。大蔵省の試算では、いわゆる年金改定率を毎年5%ずつ行うということですから、先ほど審議官がおっしゃった、なだらかにこういう形で上がりますよと、こういうふうにおっしゃったわけですね。

(熊谷委員長代理退席、委員長着席)

それで、厚生省の国民年金なり厚生年金につきましては、先生よく御存じだと思いますけれども、物価でスライドするというのはつきりした決めがあるものですから物価をやはり使わざるを得ないし、再計算を行う直近の数年間の傾向を見て物価上昇というものは、そしてそれをスライド率という形で一応試算に使うわけでございます。それで、最近の物価がおさまっているということから、3%を標準的に使ったということでございます。

それでは、賃金というものがどのくらい上がるかということになりますと、それは再計算の時点において過去の実績を踏まえて、やはり5%近く上がっているのじゃないだろうか、これは共済課と共通でございまして、5%を使っているわけですね。したがって、厚生年金、国民年金のスライドをどうするかということにつきましては、再計算と再計算の間におきましては、やはり物価上昇で年金をスライドするしか方法はないわけなんです。それから、五年たちまして財政再計算を行うときには、先ほど大蔵省がこういう図を書かれて、ぱつとこうなるといったところはここで一致するわけなんです、再計算のときに、それでスタート時点がまた一致しますので、それからまたこういう滑らかなったのと厚生省がこうなつたので、

再計算ではまた一致するというところで五年ごとに一致させておりますので、結果的には、長期的にはほとんど差異はないというふうには先ほど御説明したわけですね。

○正森委員 いやいや、幾ら言ってもだめなんで、今私が聞いているのは、年金の積立分について運用利回りがどうなるかということを知りたいのに対して、向こうは保険料の基礎になる給与がどうなるか、したがって給付がどうなるかということを中心と答えているわけですから、全然問わんとしているところが違うわけですね。だから明確に残るところは、一方は物価上昇を3%と見て、名目が7%だから実質は3・9%運用利回りされるということ、一方は物価が5%だから運用利回りは一・九にしかならないという前提ですと考えているというのは重大な相違で、この差は幾ら手てこんなことやつたて縮まらないんですよ、給与改定についてはそれは縮まっていくなということはあるけれども。

それからさらに、大蔵省、本当は言いたいところかもしれないけれども、言い混しているのかもしれないけれども、その前提には次の重大な問題がありますね。つまり、大蔵省は物価上昇も5%、給与改定も5%で見ているということは、年金の給与について政策改定がないということの意味を意味しているのです。

厚生省の方はどうかと言え、物価3%で賃金が5%で年金の給与改定も5%であるということ、毎年毎年2%を年金給付について政策改定があるということを言っているのです、そうすると厚生年金と共済年金とは重大な相違があるという大前提で、これは年金の積立額がどうなるかということよりもっと重大な内容なんです。それがはしなくも再計算の計算の中に出てきておるわけなんです、私は議論を進めていけばそこまできくだけども、とりあえず今は年金積立金の運用利益ということだけで聞いているのだけれども、根本にはそれがあるのです。そうすると、どうして一元化しようなんて考えているのに厚生年金は

毎年毎年2%の政策改定を行うのか。一方、公務員は永久に、物価上昇については考えるけれども政策改定は行わないというような前提をとるのか。それは大蔵省が決ちであるということなのかというところになってきて重大な問題で、これは単なる運用利回りの問題どころではないのです。だから、なぜそんな矛盾ができてきたかということを知りたいのです。しかも将来は、竹下大蔵大臣が言っているように、全国的に統一してどうだろうかというように言うておるのでしょう。その出発点がこのあたりで、とてそんなものは審議できない。――委員長、休憩してください。

○越智委員長 ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○越智委員長 速記を入れて。

厚生省山内審議官。わかりやすいように説明せよ。

○山内政府委員 事務が数理的なこととございまして、私、説明に出ませんで恐縮でございますが、数理課長が申しておりますのは、財政の見通しの上で再計算の間の五年間は確かに物価3%を使つて見通しを計算したが、五年目には毎年毎年5%上がったと同じような給付の再計算をするので、そこでまたスタートが同じになります、また次の五年間と同じような中だるみがあつて十年目にまた毎年5%をやりますので、結果的には大蔵省が毎年毎年5%で計算なさつたものとニアリーイコールと申しているつもりでございます。

ですから、初めに実質金利はお開いになったものですから、年金改定と運用利回りの差を数理課長が申し上げたのが、5%と7%の差を申し上げてございまして、ですから、確かに毎年毎年給付が5%改定して年金積立金を崩していくのと、その途中だけ3%で崩していくのでは違いますけれども、五年目、十年目、十五年目を全部追つかけていきますと、給付はやはり年率5%の形で改善されますので、その時点の積立金はやはり……(正森委員「わかつてる、わかつてる」と呼ぶ)そこを

申し上げているつもりでございます。そこは間違いないくニアリーイコールでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○正森委員 今の審議官のおっしゃることもよくわかるのですよ。しかし審議官はあくまで給付の点について言うておられるのですよ。給付がいずれは追いつくのですと申すので、そんなことはこっちは大蔵省だって厚生省だって給付は5%と言っているんだからよくわかつてるの、私が聞いているのはそうじゃなしに、今もう既に積み立てている年金の積立金が四十八兆円はある。その運用利回りがどうなるかは被保険者にとつて重大な利害がある。だからそれが幾らで運用されるのかということになれば、それを決めるのは運用利回りと物価上昇率だ。それが大蔵省は7%と5%、片や厚生省は7%と3%というふうに違うのだから、それはどういふわけか、こう言うて聞いたら、それについては全く今まで答えないのですから、今の審議官の答えも答えじやないの、いやもう数理課長いいよ、あなたの顔を見たらまた気分がおかしくなるから、もういい、この問題については、問題が変ればまた答えてもらふけれども。

ですから、こういうふうに質問者が何を聞いておるのかということもよく理解せずに、私がこれから聞くであろう資料を見て、そこでひつかけられたらいかぬかと思つて先取りして一生懸命答えているというふうなのではよろしくないの、この質問はこれから以後の質問とは一応切り離して独自の体系を持つて聞いているのですから、それについて質問者の質問の意図もわからずに違ふことを一生懸命答えているというのではやはり困りますので、優秀な頭脳の所有者がそろつて大蔵省と厚生省ですから、きょう一日冷却期間を置けば来週はきつと立派な答弁をしていただけるでしょうから、できればそういう筋の通つた答弁を伺つてから、残る質問を続行させていただきますと思ひます。

○山内政府委員 重ねて説明させていただきます

す。

実質金利というそのお問いに対して、私どもが財政見通しとして使いました三％という物価をベースに考えて七％を説明すべきか、資金五％を前提にして説明すべきか戸惑ったことは事実でございまして、ある年ある年残っている積立金を七％で運用するという前提、仮定でやっている点は大蔵省と厚生省は全く同じでございまして。大蔵省と厚生省の見通しで違ってくるのであれば、再計算の間の、つまり五年ごとの間の給付の見方が、大蔵省は毎年五％アップで給付が出ていく計算をなさいますから、三％しかやらない厚生省に比べますと、当然ある時点の積立金の減り方は多いと思います。しかし、五年目に厚生省の方も、五年間五％上がったという計算で給付を、スタートをそろえておりますから、その時点ではやはり積立金から取り崩す給付の額はほとんど同じになってくるわけでございます。その意味では大きな違いがないということをおし上げ、かつ大蔵省の審議官の方から、それは計算のプログラムが毎年五％上がる、そういうプログラムで計算したためにそうなったんだという御説明をしていただいておりますのでございまして、確かに計算の式が違っていることは事実でございますが、先生がおっしゃる実質金利の見方について、長い間に片方は一・九しか見えない片方は幾つしか見えないという差はないと私も信じておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○正森委員 審議官がきょう、今言われたことも、その言わんとすることは私はよくわかるんですけど、名目で言えば運用利回りと同じ七だ、それから資金は同じ五だ、だから、若干資金上昇にずれがあった三角形になっても、追いついていくのだから、その点はそんなに大きな差はないのだという限りにおいては、今言われた答弁は間違っていないのです。

しかし、私が問題にしているのは、年金を受け取る者は、名目で幾らもらうのかということと問題にしているのじゃないに、自分のもらう年金が

実質で幾らになるのか、自分の納める保険料が昭和五十九年を基準にしたら実質で幾らになるのかということが極めて重大なことなのです。ところが、それを一方の厚生省は、名目は七％で物価は三％しか上がらない、そういう姿で描いているのです。ところが大蔵省は、名目は七％で物価は五％伸びる、そういう姿で描いているのですよ。それはとりもなおさず、幾ら給与改定があっても、実質資金について両者に大きな差があるだけなのに、既に納めた積立金の運用利益、これの実際価格については重大な差がある。そんなことでは、年金の被保険者やあるいは年金を受け取る高齢者は、なぜ同じ官庁でこんな差があるのかということになるのは当然ではないか、こう言うているんですよ。それについては、今のところの説明も何ら答えになっていないのです。ですから、後で構わないから、速記者に私の言うたことを起こしてもらって、そして答えてもらうということで、残念ながら、私は決して意図的にとめようなんて思っておりませんけれども、いざにせよ、きょうで審議が終わるわけじゃない、月曜日以後もあるわけですから、そういうことでよく整理をしていただきたいと思います。——もういい、もういい。委員長、そんなことを聞いたってしょうがないですよ。

○越智委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○越智委員長 速記を入れて。

暫時休憩をいたします。

午後三時四十七分休憩

午後三時五十三分開議

○越智委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

ただいまの問題につきましては留保いたしましたし、後の時間で、後日の時間に譲ることにいたします。正森成二君。

○正森委員 今理事会で、先ほどの問題については大蔵省、厚生省、特に大蔵省でお考えいただくようでございますので、その部分及びそれに関連する部分は留保させていただきます。同僚議員に御迷惑をかけたらいけませんので、それ以外の部分でできる限り質問を続行させていただきます。と思います。

厚生大臣、厚生省は年金の所管省でございますが、今度の一連の年金制度の改正について基本的なお考えは、高齢者がどんどんふえてくる、それに対して若年層は減ってきて、結局生産人口で負担しなければならぬ高齢者というものが六人に一人、七人に一人というのの場合によつたら二人に一人くらいになる、それでは大変だということで、長期的に考えれば世代間あるいは給付と負担のバランス、公平というものを考えなければならぬというお考えのようでありまして、それに間違いございませんか。

〔委員長退席、中川（秀）委員長代理着席〕

○吉原政府委員 そういうことでございます。

○正森委員 ここに週刊社会保険という雑誌があります。その昭和六十年八月十二日号に、厚生省年金局数理課長坪野剛司さん——あなたですか、お初にお目にかかりますが、「年金財政の現状と課題」ということで論文を書いておられます。非常に興味深い論文でございますので私も読んで勉強させていただきましたが、この中であなたはこう書いておられるのです。

「この被保険者数の減少は合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に子供を生む平均の数）が女子の高学歴化や専門職への進出もあって一・七五人まで減少し、若齢人口は長期にわたって減少傾向にある。一方、年金受給者は現時点でもかなりの数に達しているが、第二次大戦後のベビーブーム時（昭和二十四—二十五ごろ）に生れた世代が年金受給者となる昭和九十年代ごろには、さきの値はピークに達するものと思われる。この時点では受給者一人を被保険者二・三人で担う形になるものと予想される。」こういうふうに言ってお

られるのです。

これはあなたの論文に御記載があるとおりであり、現在もそう思っておりますね。

○坪野説明員 お答えいたします。

これは財政再計算に当たったの考え方なりその結果を簡単に要約したものでございます。

今の御指摘の件でございますけれども、この中の、下の方の「若齢人口は長期にわたって」というところについては印刷ミスで、「生産年齢人口は」という印刷ミスでございますけれども、大筋においてはこんな感じではないかというふうに思っております。

○正森委員 大筋においては論文のとおりであるというようにお答えになりました。

そこで、同僚委員にも聞いてみましたが、私も初めてでございましたが、合計特殊出生率なんというの、はめつたに聞かない言葉なんです。これは一人の女性が再婚する場合もあるいろいろな産むかという数字らしいんですね。初婚のときだけでなしに再婚される方もおられるから、ともかく一生の間に幾ら子供を産むかという数字らしいのです。それが日本の場合は、女子の高学歴化や専門職への進出もあって一・七五人まで減少するというのが御意見なんです。

これはどこからこの数字を出しておられるかというと、同じ論文の中に、「将来人口は昭和五十六年十二月、厚生省人口問題研究所の『日本の将来人口新推計』の中心推計を参考にしている。」というようにもなっているわけで、同じ厚生省の中の数字をおとりにしているわけでありまして、このことは何を示しているかといえますと、夫婦の中で子供が二人弱、二人はなかなか生まれにくいということにとどまらず、その女性が一人離婚して他の御主人と結婚することがあっても総計一・七五人は超えない。つまり、ある夫婦の場合は一人の場合もあり得るわけで、非常に子供の数が少ないということを示しているわけでありまして、そこで、厚生省の人口問題研究所の方に来ても

らつてゐると思いますが、昭和三十年を起点にして昭和百年ぐらゐまで結構であります。普通、生産人口と言われる二十歳から六十五歳までの人口が全人口に占める比率、及び高齢化社会である六十五歳以上の人口が占める比率の推移、及び七〇歳から七十九歳までの若年層が占める比率、それについてそれぞれ大まかに答え願います。十年ごとくらいで結構です。

○岸本説明員 お答えいたします。

ちよと手元の資料が昭和三十五年から百年までございまして、それを大まかに御説明をさせていただきます。

まず初めに六十五歳以上の人口の総人口に対する比率でございまして、昭和三十五年には五・七%でございました。五十五年にはそれが九・一%に上がつておりました。六十五年には一・一・六%、七十五年には一・五・六%、八十五年には一・八・八%、九十五年には二・一・八%、百年には二・三・三%、こういう傾向を示しております。

ゼロ歳から十九歳までの人口の比率を申し上げますと、同じく昭和三十五年には四〇・一%でございましたが、四十五年には三三・八%、五十五年には三〇・六%、六十五年には二六・五%、七十五年には二三・二%、八十五年には二四・〇%、九十五年には二三・一%、百年には二三・〇%でござい

ます。それからゼロ歳から十四歳までの比率でござい

ますけれども、昭和三十五年には三〇・二%、四十五年には二四・〇%、五十五年には二三・五%、六十五年には一八・三%、七十五年には一七・六%、八十五年には一八・三%、九十五年には一六・七%、百年で一七・二%というように、傾向的に六十五歳以上の人口比率は増加をいたしますし、若年の人口比率は傾向的にい

○正森委員 今数字をずっとお読みになりましたのでおわかりに

たかつかもわかりませんが、高齢人口ですね、六十五歳以上というのは昭和三十年ごろには一けたである。それが昭和百年ごろには大体二一%前後になる。明らかに増大するわけでありまして、ところがゼロ歳から十九歳までの若年人口は、逆に四〇%を超えたと

ころぐらゐから半分近い二三・四%に減少するといふのが人口の推移であるといふことをお答えになつたわけであり

ます。そこで、経済的に見ますと、よく使われる従属人口指数というのがありますが、それは何かとい

へば、生産人口が実際に生産に従事できない高齢者と子供を扶養するといふことになるわけですか

ら、高齢人口と年少人口を足したものを生産人口で割るといふことで、現在働いてゐる世代の負担がどのくらいになるかといふことを通常示すわけであり

ます。その数字を考えると、結局のところは、六十五歳以上の高齢者と十九歳未満の年少者が人口でどれくらい占めるかといふことが問題になるわけであり

ますが、それを考えるのに、今大まかな傾向は出ましたので、私の手元にある書物で申しますと、今昭和三十五年をおとりになり

ましたが、私もその数字を申し上げますが、以下、この本では西暦紀元で違つておりますので、昭和三十五年は一九六〇年になります。

そこで申しますと、一九六〇年に十九歳以下と六十五歳以上、つまり主として社会で生産する人に扶養せられる人々の全人口に占める割合は四五・七七%であり

ました。これは共通の土俵であります。厚生省の人口問題研究所の「日本の将来人口新推計」の

中位推計を全部とおるわけでありまして、それが一九八〇年、今から五年前であります。つまり生産人口によつて扶養される人口は下がつてゐるわけ

です。高齢化社会が進む西暦二〇〇〇年にはどうなるかといふと、さらに下がります。三

八・七五%まで下がります。二〇二五年になりまして少し上昇いたしまして四四・三

二%になります。二〇五〇年、今から六十五年先であり

ますが、やつと四五・六三%まで上がりまして、二〇七五年になると高齢化社会が落ちつきまして下がつてまいりまして四四・九七%になります。

担が一定の割合で増大するということを私の質問は否定しているものではないのです。まあ大臣ですからそういうおらかな答弁でいいことにおきましよう。

それでは次に、時間の関係で、先ほどの大分時間を食いましたので進ましていただきますが、総務庁統計局は来ておりますか。総務庁統計局は昭和五十九年に家計調査年報というのを出版しました。その中の百五十ページですか、第七表に「世帯人員・世帯主の年齢階級別一世帯当たり年平均一か月の収入と支出」というのが載っております。そういう資料があるかないかだけまず答えてください。

○小山説明員 昭和五十九年の家計調査の結果につきましては、確かに百五十ページにそのような表が入っております。

○正藤委員 それでは、総務庁統計局がお認めになりましたので、その数字を引用しながら質問をしたいと思ひます。

これを見ると、世帯人員を二人から八人以上というように分けまして、食費がどういふぐあいに世帯で支出が違ふか、あるいは被服及び履物がどういふぐあいに違ふか、あるいは教育費がどういふぐあいに違ふかというのが出ております。

それを見ますと、やはりよく似たものでありまして、世帯人員が二人の場合には教育費というのは二百三十四円しか支出されないのです。二人というのは恐らく若夫婦だけという場合が多いであります。あるいは子供が一人でお母さんだけという場合もあるでしょうが、三人になりますとそれが相当ふえまして、五千四百七十七円になります。四人になりますと俄然ふえまして、一万四千九百一十一円になります。五人になるとさらにふえまして、一万八千六百七十三円になります。これがピークであります。六人になりますと一万八千三百二十五円では頭打ちであります。これは、このころは少なく生んで賢く育てようなんというスローガンがありまして、子供は大体二人というようにな

とになっているから、家族が五人という場合には夫婦と子供二人とおばあちゃん一人とか、そういう構成になっていることをうかがわせるわけなんですね。

これは同じ統計の別のところでもある程度裏書きされておまして、世帯主の年齢階級別に支出がどうなるかというのを見たものがあります。それを見ますとやはり同じ傾向があらわれておりまして、世帯主の年齢が二十五歳から二十九歳ぐらいでは教育費は二千三百四十円しか支出されておりません。ところが、四十歳から四十四歳、子供が高等学校に行くところになりますと俄然ふえまして一万六千四百二十九円あります。四十五歳から四十九歳、このころは給料は少ないのに子供は大学へ行き始めるという非常に苦しい時期であります。そして五十になりますと、そろそろもう高等学校にはおらぬようになると、大学も終わりになるかというので一万五千三百三十九円に下がります。そして五十五歳から五十九歳になりますと、自分は定年になるが子供も無事大学を出てくれたということで一挙に五千九百九十四円に下がります。これは、教育費がいかに重い負担を占めているかを総務庁統計局の統計が明白に示しているものにほかならないと思ひます。

私が今読み上げた数字は、先ほどあなたがごさいますと言いましたこの統計に載っていたとおりであるかどうか、答えてください。

○小山説明員 御質問にございました件でございまして教育関係、世帯人員別それから世帯主の年齢階級別でございましてけれども、傾向としてはそのような数字が出ております。

○正藤委員 政府の総務庁が認めているわけなんです。このことは厚生大臣、あなたは高齢化社会になれば年金の保険料についての負担はふえるのだということをおっしゃいました。私は今それを否定する議論を言っているんじゃないのです。しかし、その一方でこういうように四十歳代の世帯というのは教育費の負担が非常に重い。そして

世帯数が二人なんというのは教育費は問題にならぬ。三人でも非常に少ないが、四人から五人に上るにつれて教育費が俄然ふえるということ、これは、私が今述べてまいりました若齢人口が減るということ、教育に関係する費用、今教育費だけを挙げましたが、食費についても被服費についても同じことが言えるわけでありまして、それがやはり減っていく。その分を高齢者のための保険料の増大に充てざるを得ない、そういう社会構成に異動するということを示しているものにほかならないと思ひます。

ここで私は「経済学は現実をこたえうるか」という、現在たしか京大教授をしておられるかと思ひますが、伊東光晴氏の著書から引用したいと思ひます。この本の百九ページに書いてありますが、私は断っておきますが、伊東光晴氏の本に書いてある全見解に同意するというわけではございません。しかしここで引用します分についてはごもつともな道理がこもつていてということをお大蔵大臣や厚生大臣、あるいはお持ちいたしている伊東光晴氏に、今私が言いましたようなことを、全部ではございせん、総務庁の統計などは引用しておられませんが、高齢化社会になるので年金財政がもたないとか大変だという主張に対して、「問題はそれのようなどころにあるのではない。一九六〇年と二〇二五年とでは、従属人口の重みに変りはなく、問題は子供たちの比率が下がり老人たちの比率が増えるという、内部変化に過ぎないのだから。それは一種の世代間配分の問題を生むに過ぎないのであって、それを老人比率の増大のみに限定する論者は、子供を扶養するのは当然ではあるが、親は然らずという親不孝の頭脳集団に過ぎない、と言わざるを得ないのではないだろうか。」と書いてあるのです。

ですから、高齢化社会のみをいたすにもし政府が説き自民党が説くとすれば、私は選挙のときなどは大いに聞いていただきたいと思ひますが、そういう政党及び政府は、子供は扶養するが

親は扶養する義務がないという親不孝集団であることをみずからお認めになるのかどうか。大蔵大臣、厚生大臣、お答え願ひたいと思ひます。

○竹下国務大臣 九四・五%が高等学校へ行つて、言つてみればこれは生産年齢ではないではないか、そういう計算から、言つてみれば生産年齢層の十八歳以下と対六十五歳以上の比率をお示しいただいて論理を展開された。そしてその中において、自由民主党のみならず、みんななどなたも老人を大事にしる選挙スローガンにもお書きになっておられますが、それは言つてみれば年金制度の問題については、子供はあくまでも養育するがお年寄りの方はみずからの養育の義務を放棄しておるやの印象を持つての論文の御披露じゃなかったかと思ひます。

しかし、それはいわゆる純粋な自分の家計という問題と、それから負担するわち税による負担という問題とを面あるだろうと思ひます。教育費といひましても、本当に子供たちに対する学費と、いま一つは租税負担率等において教育全体が行われていくという問題でございまして、私は、子供は野方図に大事にし、高齢社会に対してもまたちゃんと税の面においても対応していくわけにございまして、決して政府にある自分の知らない金を年金等に入れるのじゃなくして、みんなで蓄積したものが年金財政になっておるわけにございまして、余り親不孝という感じにはならぬと思ひます。

それからもう一つは、今だけ老人五十万でございまして、寝たきり老人三十万、そういう層もふえないようなことにしなければ、これはまた余計、年金とは別の支出も伴うわけにございまして、ある人はほけないために足を使ひ、寝たきりにならないうために足を使ひ、すなわち足を使つて頭を使うのは選挙運動だ、こういう話も私の間

聞いたことがございまして、別に今の自由民主党だけでなく、高齢化社会あるいはもう少しおめでたく言いまして長寿社会、そういうものに対して熱心に取り組んでいこうという考え方は、自分の

責任を他に転嫁してそれをこいねがっておるといふものではない、やはり自由民主党と言わず国会に議席を持つところの各党派といふのは、それぞれ立派な政策を掲げておるからこそこうして御議論をお互いすることができるとはなからうか、こんな感じでございます。

○増岡国務大臣 親孝行しなければならぬということはもちろんありますけれども、ただ親の側から見ますと、長年生きてきて立派な業績を国に對しても残した、あるいは経験、知識を持つておる、それが若い者の世話にならなければならぬわけがない、自分で立派にやっていきたいんだという気持ちもお持ちだろうと思ひます。そういう意味合いから、今日の経済発展を遂げた功績ある方々に対して社会が報いするということも、私は理のあるところであらうかと思ひます。

また、教育費のことに触れましたが、子供三人、四人になりますと大変な費用でありますけれども、先ほどおっしゃいましたように現在は一生涯で一・七人しか生まないわけでございますので、老人にかかる負担と子供にかかる負担と比べますと、やはり老人にかかる負担の方が過大であり、今の若い方々、自分の私経済で保つていくことができないだろうということを考えますと、やはり公経済で負担をして差し上げることが必要になってくると思ひます。

○正森委員 時間の関係で申しませんが、厚生大臣は少しお考えが混乱されている面もあるのじゃないかと思うのです。高齢化社会の方は、この年金制度ができれば、自分の納めた年金及び非常に迷惑はかけるけれども後世代が納めた保険料によつて年金を受け取ることができるといふんです。だから、高齢化社会の方が自分の食費や住居費に要するその全部を今直ちに働いている人からもらふといふんじやなしに、若い人が見なければならぬのはその保険料相当部分なんです。何も生活費やら住居費やら教養娯楽費やら全部もたなければならぬといふことではないんで、まさに對比するべきは保険料の増大分ですね。それと教育

費や子供の食費などの減少分というのが見合うかどうかという議論をしているので、お間違ひのないようにしていただきたいと思ひます。

ただ時間の関係で、運輸大臣御苦勞までございます。自治大臣もお見えいたしまして、ほかに厚生大臣と大蔵大臣にお聞きしたいことがございますが、保留できるものでございまして、短時間せつかくおいていただいた両大臣にお聞きいたしましたして、私は両大臣に関する限りは次の機会にはもう御質問いたさないということにさせていただきますと思ひます。

それでは、自治大臣から伺ひます。地方行政委員会では恐らくもう質問済みのことであらうかと思ひますが、国鉄の年金の問題について種々議論になっております。それにつきまして、昭和六十年四月八日に地方公務員共済組合審議会から地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について答申が出ております。それで、既に御質問があつたであらうと思ひますが、その一番最後に五として、「なお、国鉄共済組合に対する救済は、国の責任分担を明確にすることが先決である」と考へる。こゝ書いてあります。この部分は恐らく尊重されるであらうと思ひますが、この点についての自治大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○古屋国務大臣 地共審の四月の答申でございしますが、これは地方行政委員会でも私言つておりますが、その答申に国の責任分野を明らかにすることが先決であるという御承知のような指摘があるのでございまして、その答申の趣旨に沿つた解決策を講じなければ地方関係者の理解が得られないという考え方でございまして。

○正森委員 明確な答弁であります。それをさらにもう一度申し上げますと、国の責任を明確にするのが先決であるというお言葉は、国鉄共済組合に對する救済は、国鉄の職員に保険料を上げたり給付を下げたり、あるいは同じく保険財政である地方公務員共済などの横に広げてそれに持たせるといふことを考へる前に、こゝいうようになった国の責任を考へて、国の責任分担を明確にすること

が先決である、こゝいう趣旨に自治大臣も同じ見解を持たれる、こゝいうことでしよう。

○古屋国務大臣 今答弁したとおりでございまして。

○正森委員 私はこゝいう御答弁であらうというように思ひます。そうしますと、大蔵大臣、これは来週の審議で各党から審議をいたされるでしょうし、我々の党も審議をいたしますので多くは伺ひませんが、自治大臣の御見解とこれまで大蔵大臣のお述べになつた御見解とは、少なくともニュアンスの差があるといふように言わざるを得ないと思ひます。そのニュアンスの差が、きょうこれで見解不統一といふことでまた審議をとめたり私はいたしません、来週以降もずっと続くといふことになれば法案の審議について重大な影響があると思ひますが、それについて御善処くださいますでしょうか、伺つておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 今自治大臣からお答えありましたのは地共済についての審議会の答申でありまして。その答申の解釈を自治大臣がきちんとなさつておる。私も国共済の答申がございまして。それが我々の発言に對しても一つのかせになつておることは事実であります。それをしたいわゆるニュアンスの相違、こゝいうふうにお受けとめにならうかと思ひますが、そこで現段階におきまして統一答弁といたしまして、政府の責任において具体的解決策を講じますといふのが今日の私どもの責任においての統一答弁、こゝいうことになつておるわけでありまして。

○正森委員 自治大臣にはいろいろお聞きしたいと思ひますが、役人の方でもお答えになれる部分もございまして、どうぞお引き取りください、結構です。

運輸大臣にお伺ひいたします。国鉄の職員は、戦争中は満鉄、朝鮮鉄道あるいは台湾鉄道といふことで、外地に出かけて非常に苦勞をされました。そして、国鉄はこれらの引揚者を国の政策上抱えていくといふことで、人員が

最高のときには六十万を超えたわけでありまして。それが現在三十二万を割り、さらに国鉄再建整理委員会では昭和六十五年四月には約二十一万五千人、将来は十八万人台になるといふようなことで、国鉄の年金財政を考へるには、分母はどんどん小さくなる、分子はどんどん大きくなるということですから、これはパンクするのにはある意味では当然のことである、こゝ言わなければならぬと思ひます。

そこで私は伺ひたいのですが、国鉄の関係者は今非常に過酷な負担を負わされている。もちろんよそから助けてはもらつておりますよ。例えば財政調整事業が実施されている間は、職域年金の加算といふようなものは、たびたびほかの人が言うておりますようにございませぬ。それから、負担についてはどうかといへば、自助努力といふことで、掛金が千分の二十八、二年連続して大幅に引き上げられておる、あるいは年金スライドが一〇%まで停止になつておる、こゝいう状況なんですね。これについては先ほど大蔵省の審議官が、助けてもらふといふこと、それから国鉄の場合は退職前一月の給与を基礎にしているという計算して、高いといふようなことでカット、合理化されましたが、しかしそれだけでは説明し切れないのが掛金の二年連続大幅引き上げで、千分の二十八も上げられた、こゝいう点であります。

御承知だと思ひますが、国鉄の組合員は財政調整を含めた保険料率といふのは千分の二百四ですね。これは折半されますから、国鉄の職員は千分の百二、つまり一〇%を超える負担であります。他の共済も高いことは高いですけれども、例えば電電の場合は全体で百四十二・六あるいは国公共済の場合は百五十三・五といふことで、二百四に比べれば低いんですね。これに比べれば国鉄の場合には非常に高い。こゝいうことになれば、現在の高くない給料を取つておる国鉄職員についてこゝいう高い負担を負わせるといふことについては、今度は給付についても変えられて前のような給付にはならないわけですから、将来にわたつてこゝうい

合しておりますが、こういう数字の姿ですか。それだけお答えください。

○坂本説明員 大変恐縮でございますが、私、機械情報産業局の者でありまして、通産省鉱山関係の所管の課長はたゞいまおりませんのでございませうが、今、探しまして後でお答えを申し上げます。

○正森委員 よろしゅうございます。これはちゃんと「通産省資源エネルギー統計」と書いて「炭鉱従事者数の推移」ということで、いま一時間ほど前に通産省の役人が私に届けてくれた資料です。これの持つ政治的な意味は大蔵大臣や厚生大臣に私が何うから、この数字が通産省の統計といひますか、調べた数字であるといふことだけ言つてください、こゝう言つていたんですが、行き違ひがあつたんだからいいです。基本的にはここにございませうし、それは厚生省年金局のこの大きな意味の傾向には合つておりますから、厚生省もこれを否定なさるようなことはなからう、こゝういふふうに思ふのです。

そうしますと、やはり国鉄職員に対して、もう法律が通つたんだから財政調整事業の行われている六十四年までは政府としてはこれを変えるわけにはいかない、こゝう言われるかもしれません、六十四年が過ぎても国鉄年金財政が楽になるといふ保証はないわけだから、これをとことん続けるということになれば、これが明らかに不合理であるといふことは言わざるを得ないと思ふのです。が、財布を握つてゐる大蔵大臣から御感想、御意見を承つて、ほかに質問がございませうが、委員長から、前の関連部分は留保して来週ということになつておりますので、本日の私の質問を終わらしていただきます。

○竹下国務大臣 六十四年までについては、たびたび申し上げておりますように政府の責任で策を講ずる、そして財政再計算の時期が訪れるわけでありませうが、少なくとも最低限私どもとしては厚生年金同等のものは確保するという考え方の基礎には今日でも立つておるわけでありませう。

○正森委員 きょうは終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○越智委員長 次回は、来る十九日火曜日午後零時三十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十分散会

昭和六十年十一月二十二日印刷

昭和六十年十一月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P